

第22回 定時株主総会 招集ご通知



■日時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始予定：午前9時）

■場所

東京都港区港南一丁目7番1号
ソニーグループ株式会社本社2階 大会議場

**会場出席は事前申し込み（4頁参照）が
必要となります。**

※株主総会にご出席の株主さまへのお土産はござ
いません。あらかじめご了承くださいませよう
お願い申し上げます。

証券コード：8729

ごあいさつ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、2025年9月に東京証券取引所プライム市場に上場いたしました。この上場は、当社にとって“第二の創業”とも言うべき重要な転換点であり、企業として自立し、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指す新たなスタートであると認識しております。

この節目にあたり、当社は新たな企業理念を策定し、ビジョンを「感動できる人生を、いっしょに。」と決めました。健康寿命および資産寿命に加え、「自分らしく生きる」ことを“感動寿命”と捉え、金融サービスを通じてお客さま一人ひとりの人生に寄り添い続ける存在となることを目指しております。

当連結会計年度においては、各事業における新契約や保険料収入、預金残高等が堅調に推移し、グループ全体の収益基盤は着実に拡大いたしました。また、健全性の維持を目的として、財務基盤強化に向けたさまざまな施策を進めてまいりました。

今後も、ソニーブランドならびにグループの技術力・IP（知的財産）を活用した付加価値の創出に加え、各事業が一体となった新たなサービス展開や成長投資を推進し、持続的な成長の実現に取り組んでまいります。あわせて、株主の皆さまへの還元を重要な経営課題と位置づけ、安定的な配当の成長を基本とした株主還元の充実と資本効率の向上を図ってまいります。

他方、当社子会社であるソニー生命保険株式会社において発生した事案については、重大な問題として真摯に受け止めております。再発防止と信頼回復に向け、既に公表している取組みを含む各種施策を着実に実行するとともに、コンプライアンスのさらなる徹底、ガバナンス体制の一層の強化に、グループとして全力で取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表執行役 社長 CEO

遠藤俊英





ソニーフィナンシャルグループ 企業理念体系

Our Vision

私たちのありたい姿

感動できる人生を、いっしょに。

Our Values

私たちの価値観

想いに寄り添う。

お客様の想いや声に自ら寄り添う姿勢が、
お客様一人ひとりの感動を支える。

自分らしさを磨く。

自らの感動体験や自分らしさを尊重し磨くことが、
お客様一人ひとりの感動を支える。

一歩前へ。

自ら一歩踏み出す挑戦が、
お客様一人ひとりの感動を支える。

フェアであり続ける。

自らの誠実な姿勢とフェアな判断の積み重ねが、
お客様一人ひとりの感動を支える。

Our Foundation

私たちの事業における礎

感動できる人生を支える3つの寿命

感動寿命

自分らしく生きる

資産寿命

経済的な健全性

健康寿命

生きる土台

ソニーフィナンシャルグループは、お客様の3つの寿命に寄り添い、人生における楽しさと不安の両面を支える存在であり続けることで、持続的な企業価値の向上につなげていきます。

<https://www.sonyfg.co.jp/ja/company/philosophy/index.html>



サステナビリティ

サステナビリティの考え方

ソニーフィナンシャルグループは、私たちのありたい姿（Our Vision）として「感動できる人生を、いっしょに。」を掲げ、感動できる人生を支える3つの寿命として、“感動寿命（自分らしく生きる）”“資産寿命（経済的な健全性）”“健康寿命（生きる土台）”を私たちの事業における礎（Our Foundation）と位置づけています。

これらの考えのもと、ソニーフィナンシャルグループ各社の事業を通じた取組みにより、「自分らしく生きる人」を支えるとともに、「人」を取巻く「社会」・「環境」の課題解決に貢献し、持続可能な社会の実現と企業価値向上に努めてまいります。



取組むべき社会・環境課題と6つの重点項目

ソニーフィナンシャルグループは、「人口構造の変化」「生活への不安」「地域経済の疲弊」「テクノロジーの発展・進化への対応」「DE&I」「人権の尊重」「気候変動・生物多様性」を特に解決を目指すべき社会・環境課題として定めています。ソニーフィナンシャルグループのユニークさを活かし、社会の一員として、重点課題への取組みを通じて社会的価値を創造し、「感動できる人生」の実現に貢献していきます。

ソニーフィナンシャルグループは、サステナビリティについてホームページでさまざまな開示を行っています。6つの重点項目に関する具体的な取組みや関連情報については当社ホームページをご覧ください。

<https://www.sonyfg.co.jp/ja/sustainability/approach.html>



(証券コード8729)

2026年6月3日

(電子提供措置の開始日2026年6月2日)

株 主 各 位

東京都千代田区大手町一丁目9番2号
ソニーフィナンシャルグループ株式会社
取締役 代表執行役 社長 CEO 遠藤 俊英

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は、会場にご来場されない場合も、「インターネットによるご出席」(5頁)に記載の方法によりご出席いただける形式で開催いたします。

当日会場でのご出席を希望される場合は、「会場でのご出席」(4頁)に記載の方法により事前のお申し込みが必要となります。十分な座席数の確保に努めておりますが、会場の定員を超えるお申し込みがあった場合は抽選とさせていただきます。

当日ご出席できない場合であっても、インターネットまたは郵送による事前の議決権行使が可能です。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、3頁の記載に従って、2026年6月24日(水曜日)午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都港区港南一丁目7番1号 ソニーグループ株式会社本社2階 大会議場

※ソニーグループ株式会社本社ビルを使用しておりますが、本株主総会はソニーフィナンシャルグループ株式会社による開催である点にご注意ください。

3. 目的事項

報告事項

1. 2025年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 2025年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

議 案 取締役10名選任の件

社外取締役候補者8名を含む以下10名の選任をお願いするものです。

1	再任	えん どう とし ひで 遠藤 俊英	5	再任 社外 独立	はや せ やす ゆき 早瀬 保行	9	新任 社外 独立	きく ち ただ お 菊地 唯夫
2	再任	はや かわ さだ ひこ 早川 禎彦	6	再任 社外 独立	に うの や み ほ 丹生谷 美穂	10	新任 社外 独立	しゅ うん ぎょん 朱 殷卿
3	再任 社外 独立	いけ うち しょう ご 池内 省五	7	再任 社外 独立	かじ やま その こ 梶山 園子			
4	再任 社外 独立	よし ざわ かず ひろ 吉澤 和弘	8	再任 社外 独立	たか おか こう ぞう 高岡 浩三			

電子提供措置事項掲載ウェブサイト

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに「第22回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願いします。

当社ウェブサイト

<https://www.sonyfg.co.jp/ja/ir/shareholder/meeting.html>



東京証券取引所（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※銘柄名「ソニーフィナンシャルグループ」または証券コード「8729」を入力・検索し、「基本情報」
「縦覧書類／P R情報」を選択のうえご確認ください。



ネットで招集ウェブサイト

<https://s.srdb.jp/8729/>



パソコン・スマートフォン・タブレット端末からも
ご覧いただけます。

- ※ 法令に基づき、交付書面の送付は、2026年3月31日までに書面交付請求の手続きを完了した株主さまに限らせていただいております。
- ※ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
- ※ 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をされた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。
なお、会計監査人及び監査委員会は、次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - 事業報告：業務の適正を確保するための体制、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
 - 連結計算書類：連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表
 - 計算書類：貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表
 - 監査報告：会計監査人の会計監査報告（連結計算書類）、会計監査人の会計監査報告（計算書類）、監査委員会の監査報告

以上

議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使

抽選で電子ギフト有り
(裏表紙参照)

2026年6月24日(水)午後5時30分まで

当社指定の議決権行使ウェブサイトへアクセスし、賛否をご入力ください。

QRコードを読み取る方法

- 1 同封の議決権行使書表面右下に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です)

- 2 画面の案内に従って、賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点

- 郵送とインターネットの両方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットで複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

「ログインID」・「仮パスワード」を入力する方法

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
<https://evote.tr.mufg.jp/>
- 2 ログインページで、同封の議決権行使書表面右下に記載された「ログインID」と「仮パスワード」をご入力ください。
- 3 画面の案内に従って、賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトに関するお問い合わせ先
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)



0120-173-027

(通話料無料)

(受付時間：午前9時～午後9時)

* ウェブサイトの保守・点検のための取扱休止時間：午前2時30分～午前4時30分

郵送による議決権行使

2026年6月24日(水)午後5時30分までに到着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、お早めにご投函ください。

郵送による議決権行使のご利用上の注意点

- 議案について賛否の表示がない場合は、「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

事前質問のご案内

受付
期限 2026年6月18日(木)
午後11時59分まで



- 1 「事前質問」をクリック
- 2 カテゴリを選択
- 3 ご質問を入力 (200文字まで)
- 4 利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、「確認画面へ」をクリック
内容をご確認のうえ、「送信」をクリック

- 株主の皆さまのご関心の高い事項につきましては、株主総会において取りあげさせていただきます。

株主総会出席のご案内

株主総会にご出席されるためには、株主さま専用ウェブサイト（Engagement Portal）を通じて、お手続きいただく必要があります。また「事前質問」（3頁）も上記ウェブサイトからお受けします。

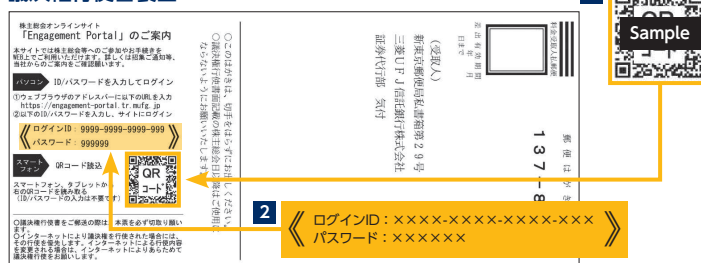
ログイン方法

1 スマートフォン、タブレットからのアクセス方法
「QRコード」を読み取っていただくと「ログインID」、「パスワード」の入力を省略できます。

2 パソコンからのアクセス方法
<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>

※毎日午前2時～午前5時、日曜日・月曜日の午前0時～午前5時は、システムメンテナンスのためログインできません。

議決権行使書裏面

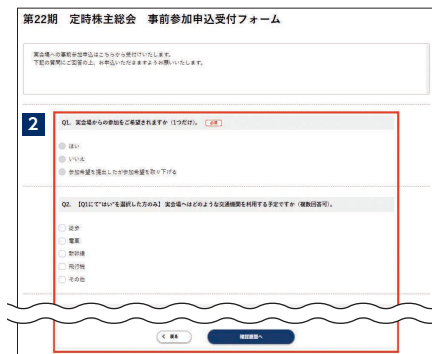


株主さま専用ウェブサイトに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 0120-676-808
(土日祝日等を除く平日午前9時から午後5時まで。ただし、株主総会当日は午前9時から株主総会終了まで。)

会場でのご出席(事前申し込みのご案内)

申込期限 2026年6月16日(火)午後11時59分まで



1 「事前参加申込」をクリック

2 必要事項を入力

利用規約をご確認のうえ、「**利用規約に同意する**」にチェックし、「**確認画面へ**」をクリック

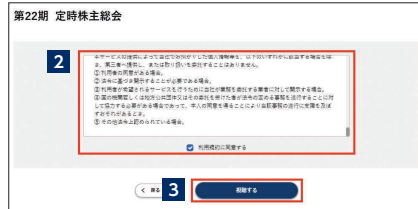
内容をご確認のうえ、「**送信**」をクリック

ご留意事項

- ご来場者数の規模に応じた適切な運営を行うため、**会場出席される方には事前申し込みをお願いしています**。十分な座席数をご用意する予定ですが、万が一、想定を大きく超える申し込みがあった場合は、抽選とさせていただきます。
- 事前に申し込みいただいた株主さまに、会場出席の抽選メールをご登録いただいたメールアドレス宛に送信します（2026年6月18日送信予定）。**当選メールを受領された株主さま以外は、会場にご来場されてもご入場いただけませんのでご注意ください**。
- ご来場の際は、**議決権行使書用紙と会場出席の抽選結果メールが確認できるもの（スマートフォン画面・プリントアウトしたもの）を忘れずにお持ちください**。

インターネットによるご出席

配信日時 2026年6月25日(木)午前10時 (30分前からアクセス可能です)



- 1 「インターネット出席」をクリック
- 2 利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェック
- 3 「視聴する」をクリック

ライブ中継（動画プレイヤー視聴不具合等）に関するお問い合わせ

株式会社Jストリーム 0120-597-260

受付期間：株主総会当日午前9時から株主総会終了まで

インターネット出席でのご質問方法

- 1 「質問タブ」をクリック
- 2 カテゴリを選択
ご質問を入力
(200文字まで)
内容をご確認の
うえ、「送信」
をクリック

インターネット出席での議決権行使方法

- 1 「議決権行使タブ」をクリック
- 2 「議決権行使」をクリック
- 3 「賛成」「反対」「全議案賛成」を選択
内容をご確認のうえ、「議決権行使完了」をクリック

ご注意事項

- 代理人による出席は会場での出席に限られ、バーチャル出席による代理出席は認められておりませんので、あらかじめご了承ください。
- 事前の議決権行使をされた株主さまが、株主総会に出席され、議決権行使をされた場合、事前の議決権行使の内容を取り消したうえで、株主総会当日の議決権行使の内容で集計させていただきます。
- 通信環境の影響等により、株主さまが被った審議への参加や議決権行使に支障が生じるなどの不利益に関しては、一切責任を負いかねます。
- システム障害等の事情により、当社がやむを得ないと判断した場合、本株主総会の運営に変更が生じる可能性があります。その場合には、当社ウェブサイト (<https://www.sonyfg.co.jp/ja/ir/shareholder/meeting.html>) にてお知らせします。
- インターネットでの出席に必要な環境は、三菱UFJ信託銀行株式会社のウェブサイト (<https://www.tr.mufg.jp/daikou/pdf/faq.pdf>) をご確認ください。

株主総会参考書類

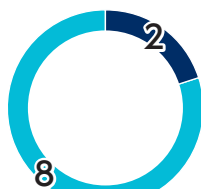
議 案 取締役10名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレートガバナンスのさらなる向上を図るため、指名委員会の決定に基づき、新たに取締役10名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

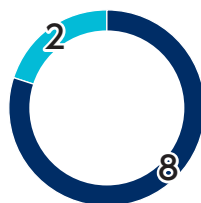
再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 独立役員候補者
 指名 指名委員会委員 監査 監査委員会委員 報酬 報酬委員会委員 指名 監査 報酬 は委員会の議長

候補者番号		氏名	就任予定	当社における現在の地位及び担当	在任年数	取締役会出席状況
1	再任	えん どう とし ひで 遠 藤 俊 英	指名 報酬	取締役 代表執行役 社長 CEO 指名委員会 委員 報酬委員会 委員	3年	100% (13/13回)
2	再任	はや かわ さだ ひこ 早 川 禎 彦		取締役 執行役 CFO	1年	100% (10/10回)
3	再任 社外 独立	いけ うち しやう ご 池 内 省 五	指名	社外取締役 指名委員会 委員(議長) 報酬委員会 委員	7年	100% (13/13回)
4	再任 社外 独立	よし ざわ かず ひろ 吉 澤 和 弘	報酬 指名	社外取締役 報酬委員会 委員(議長) 指名委員会 委員	5年	100% (13/13回)
5	再任 社外 独立	はや せ やす ゆき 早 瀬 保 行	監査	社外取締役 監査委員会 委員(議長)	2年	100% (13/13回)
6	再任 社外 独立	に の や み ほ 丹 生 谷 美 穂	監査	社外取締役 監査委員会 委員	2年	100% (13/13回)
7	再任 社外 独立	かじ やま その こ 梶 山 園 子	監査	社外取締役 監査委員会 委員	1年	100% (10/10回)
8	再任 社外 独立	たか おか こう ぞう 高 岡 浩 三	報酬	社外取締役	1年	100% (10/10回)
9	新任 社外 独立	きく ち ただ お 菊 地 唯 夫	指名	—	—	—
10	新任 社外 独立	しゅ うん ぎょん 朱 殷 卿	報酬	—	—	—

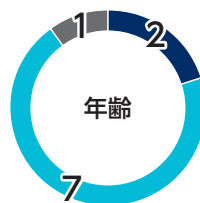
■ 構成比率



■ 社内
■ 社外



■ 男性
■ 女性



■ 50代
■ 60代
■ 70代



■ 0~3年
■ 4~7年

■ スキルマトリックス

当社が特に期待する経験・専門性*						
経営	金融	財務 会計	法務・ コンプライアンス・ リスク管理	IT・デジタル	サステナビリティ	グローバル
●	●	●	●		●	●
●	●	●	●		●	●
●	●			●	●	●
●		●		●	●	
●	●	●	●			
		●	●		●	
		●	●			●
●				●	●	●
●	●		●		●	
●	●	●				●

※ 対象取締役に対して特に期待する分野であり、対象取締役が有する全ての経験・専門性を表すものではありません。

- (注1) 候補者の各委員への就任は、本総会終了後に開催される取締役会において決定される予定です。
- (注2) 当社における現在の地位及び担当は本総会時のものであり、在任年数は本総会終結時のものではありません。
- (注3) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はございません。
- (注4) 早川禎彦、梶山園子、高岡浩三の各氏は、前年の定時株主総会（2025年6月20日開催）において新たに取締役に選任されましたので、取締役会の開催回数が異なります。
- (注5) 11頁以降の取締役候補者の年齢は、本総会時の満年齢となります。
- (注6) 11頁以降の取締役候補者が所有する当社の株式数は、2026年3月31日時点で所有している当社普通株式の数です。
- (注7) 当社は、当社の取締役及び執行役に対する株式報酬として、業績連動型株式ユニット（PSU）及び譲渡制限付株式ユニット（RSU）を付与しています。11頁以降の取締役候補者に対する交付予定の株式数は、各取締役候補者が2026年3月31日時点で保有する業績連動型株式ユニット（PSU）及び譲渡制限付株式ユニット（RSU）がすべて最大値で権利確定した場合に、当該取締役候補者に交付されることになる当社普通株式の数です。当社業績連動型株式ユニット（PSU）及び譲渡制限付株式ユニット（RSU）の概要は、事業報告の「会社役員の報酬等の額またはその算定方法の決定方針」をご参照ください。
- (注8) 当社は、現在、社外取締役に就任している6名の取締役候補者との間でそれぞれ責任限定契約を締結しています。本総会において各氏の重任が承認された場合、当社は各氏と上記責任限定契約を継続する予定です。また、新任の社外取締役候補者である菊地唯夫氏及び朱殷卿氏については、各氏の選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定です。当該責任限定契約の内容の概要は、事業報告の「責任限定契約」をご参照ください。
- (注9) 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しています。候補者及び保険期間中に新たに選任された者も被保険者に含まれます。当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「役員等賠償責任保険契約に関する事項」をご参照ください。また、当該保険契約の次回更新時には同内容での更新を予定しています。
- (注10) 2025年度における各社外取締役の各委員会への出席状況については、事業報告の「社外役員の主な活動状況」をご参照ください。
- (注11) 社外取締役候補者全員について、東京証券取引所有価証券上場規程の定める独立役員としての届出を同取引所に対して行っています。

取締役候補者に特に期待する知見・経験及び当社の考え方

知見・経験	当社の考え方
経営	中長期的な企業価値向上に向け、経営戦略の策定・実行や事業ポートフォリオ全体を俯瞰した意思決定を適切に監督するため、経営に関する知見・経験が重要と捉え、本項目を選定しています。
金融	金融・経済環境の変化を踏まえ、金融業界における資本政策や収益構造、健全性を含む経営の重要判断を適切に監督するため、金融に関する知見・経験が重要と捉え、本項目を選定しています。
財務会計	業績や財務状況を正確に把握し、財務規律を伴う意思決定や開示の妥当性を監督する観点から、財務会計に関する専門的な知見・経験が重要と捉え、本項目を選定しています。
法務・コンプライアンス・リスク管理	法令遵守の徹底やリスクの把握・統制を通じて、持続的な成長と健全なガバナンス体制を確保するため、法務・コンプライアンス・リスク管理に関する知見・経験が重要と捉え、本項目を選定しています。
IT・デジタル	デジタル技術の進展が事業や経営管理に与える影響を踏まえ、DX推進やシステムリスクへの対応を含む戦略的意思決定を監督するため、IT・デジタルや今後のAI化に関する知見・経験が重要と捉え、本項目を選定しています。
サステナビリティ	環境・社会課題への対応を経営戦略と一体で推進し、ステークホルダーからの信頼確保と中長期的な企業価値向上を実現するため、サステナビリティに関する知見・経験が重要と捉え、本項目を選定しています。
グローバル	将来的な環境変化や成長機会を見据え、国際的な制度動向や多様な価値観を踏まえた意思決定を可能とするため、グローバルに関する知見・経験が重要と捉え、本項目を選定しています。

取締役候補者の選定に係る基本方針

取締役候補者の選定に関する基本方針

当社の取締役候補者は、次に掲げる各事項を充足する者とする。

- i) 保険業法、銀行法その他の関連法令や監督指針で示されている経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験と、十分な社会的信用を有すること
- ii) 保険業法、銀行法および会社法に定める欠格事由に該当しないこと
- iii) 取締役に応じし倫理観と遵法精神を有し、また品格・人望を備えていること
- iv) ソニーフィナンシャルグループ（以下、「当社グループ」）の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現すべく、取締役会の構成員として自由闊達で建設的な議論を積極的に行い、十分な判断力をもって経営戦略を決定できる資質を有すること
- v) 当社グループと競合関係にあると認められる他社の役職員ではないこと

社外取締役候補者の選定に関する基本方針

当社の社外取締役候補者は、「取締役候補者の選定に関する基本方針」に掲げる各事項に加え、次に掲げる各事項を充足する者とする。

- i) 企業経営、リスク管理、法務、会計、財務、金融等いずれかの分野における豊富な知識・経験を有すること
- ii) 経営全体を俯瞰して本質的な課題やリスクを把握し、自らの知見に基づき経営陣に対して率直に意見表明を行うことができること

iii) 以下に掲げる独立性基準を満たすこと

1. 会社法の社外性要件、および東京証券取引所の定める独立役員としての基準

2. 次に掲げる基準

- ① 当社グループを主要な取引先とする者（その者が法人等である場合には、当該法人等の業務執行者）でないこと（※1、2）
- ② 当社グループの主要な取引先（その取引先が法人等である場合には、当該法人等の業務執行者）でないこと（※1、2）
- ③ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等でないこと（※3）
- ④ 当社グループの主要株主（その主要株主が法人等である場合には、当該法人等の業務執行者）でないこと（※1、4）
- ⑤ 当社グループが主要株主である法人の業務執行者でないこと（※4）
- ⑥ 当社グループから多額の寄付を受けている先（その寄付を受けている先が法人等である場合には、当該法人等の業務執行者）でないこと（※1、5）
- ⑦ 就任前の3年間において、上記①～⑥を満たすこと
- ⑧ 就任前の10年以内のいずれかの時において、当社の親会社または兄弟会社の業務執行者であったことがないこと
- ⑨ 上記①～⑧を満たさない者（重要な者（※6）に限る）の配偶者または2親等内の親族でないこと

※1 「法人等」とは、法人や組合等の団体をいう。

※2 「主要な取引先」とは、直前事業年度および過去3事業年度における当社グループとの取引による支払額または受取額が、当社グループまたは当該取引先の連結売上高の2%以上を占める者とする。

※3 「多額の金銭」とは、過去3事業年度の平均で、対象者が個人の場合は年間1,000万円以上、対象者が法人等に所属している場合は当該法人等の連結売上高の2%以上であることをいう。

※4 「主要株主」とは、最新の株主名簿において総議決権の10%以上を保有する株主をいう。

※5 「多額の寄付」とは、過去3事業年度の平均で、年間1,000万円以上または寄付先の連結売上高もしくは総収入の2%のいずれか大きい額以上であることをいう。

※6 「重要な者」とは、役員・部長またはこれらに準じる権限を有する業務執行者をいい、会計専門家または法律専門家等については、公認会計士・弁護士等の専門的な資格を有する者をいう。

監査委員会の委員となる取締役候補者の選定に関する基本方針

当社の監査委員会の委員となる取締役候補者は、「取締役候補者の選定に関する基本方針」に掲げる各事項に加え、次に掲げる各事項を充足する者とする。

- i) 保険業法、銀行法その他の関連法令や監督指針で示されている、取締役および執行役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験と、十分な社会的信用を有すること
- ii) 企業経営、リスク管理、法務、会計、財務、金融等いずれかの分野における豊富な知識・経験を有すること
- iii) 経営全体を俯瞰して本質的な課題やリスクを把握し、自らの知見に基づき経営陣に対して率直に意見表明を行うことができること

社外取締役の再選回数

再選のための社外取締役の指名委員会による指名は5回を上限とし、それ以降の指名は取締役会の意見を踏まえ、指名委員会が決議する。ただし、いかなる場合でも、社外取締役の再選回数は8回を超えないものとする。

1

えんどう
遠藤としひで
俊英

1959年1月27日生

(満67歳) 男性

再任

業務執行



取締役の現在の担当	指名委員会委員、報酬委員会委員
取締役在任年数	3年
所有する当社株式数	一株
交付予定の株式数	619,750株
取締役会への出席状況	13回／13回

■ 略歴及び重要な兼職の状況

1982年4月	大蔵省（現 財務省）入省	2021年1月	東京海上日動火災保険(株) 顧問
1984年7月	英国 London School of Economics and Political Science 留学（経済学修士）		農林中金バリューストメンツ(株) 社外外部委員
1988年7月	広島国税局 米子税務署長	2021年3月	弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所 顧問 タイロンパートナーズ(株) 顧問
1998年6月	IMF アジア太平洋局 審議役 / 財政局 審議役	2021年5月	KPMG税理士法人 特別顧問 KPMGジャパン シニアアドバイザー
2002年7月	金融庁 証券取引等監視委員会 特別調査課長	2021年10月	(株)justInCase アドバイザリーボードメンバー
2005年8月	同庁 監督局 銀行第一課長	2022年4月	(株)ディーカレットDCP 社外取締役
2007年7月	同庁 総務企画局 信用制度参事官	2022年10月	ゴールドマン・サックス証券(株) Regional Advisor 兼 アドバイザリーボードメンバー
2008年7月	同庁 検査局 総務課長	2023年6月	ソニーグループ(株) 上席事業役員 当社 代表取締役社長 兼 CEO
2009年7月	同庁 総務企画局 総務課長		ソニー生命保険(株) 取締役（現在）
2011年8月	同庁 監督局 審議官		ソニー損害保険(株) 取締役（現在）
2013年6月	同庁 総務企画局 審議官		ソニー銀行(株) 取締役（現在）
2014年7月	同庁 検査局長		ソニー・ライフケア(株) 取締役（現在）
2015年7月	同庁 監督局長		ソニーフィナンシャルベンチャーズ(株) 代表取締役社長
2018年7月	同庁 長官	2024年4月	なかのアセットマネジメント(株) 社外取締役（現在）
2020年7月	同庁 顧問	2024年10月	当社 取締役 代表執行役 社長 CEO（現在）
2020年11月	ソニー(株)（現 ソニーグループ(株)）シニアアドバイザー 富国生命保険相互会社 顧問 リッキービジネスソリューション(株) 顧問 (株)ジンテック 顧問 トパーズ・キャピタル(株) 顧問	2025年4月	ソニーグループ(株) ビジネスCEO ソニーフィナンシャルベンチャーズ(株) 取締役（現在）

■ 取締役候補者とした理由

元金融庁長官として金融行政に関する豊富な経験・知見を有し、コーポレートガバナンス、人材戦略、サステナビリティ、国際経済情勢などについて多様な見識を有していることに加えて、2023年6月からは、代表取締役社長兼CEO（2024年10月から 取締役 代表執行役 社長 CEO）として当社グループ全体の経営を見ており、金融持株会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しているため、指名委員会にて取締役候補者として決定されました。

2

はやかわ
早川さだひこ
禎彦

1967年10月26日生

(満58歳)

男性

再任

業務執行



取締役の現在の担当	—
取締役在任年数	1年
所有する当社株式数	一株
交付予定の株式数	276,500株
取締役会への出席状況	10回／10回

■ 略歴及び重要な兼職の状況

- 1990年4月 (株)さくら銀行 (現 (株)三井住友銀行) 入行
- 2001年2月 ソニー(株) (現 ソニーグループ(株)) 入社
- 2008年7月 Sony Global Treasury Services New York Inc. Vice President and Treasurer
- 2013年2月 ソニー(株) (現 ソニーグループ(株)) 退職
- 2018年6月 ソニー(株) (現 ソニーグループ(株)) に再入社、財務部ゼネラルマネジャー
- 2020年7月 同社 VP 財務部 シニアゼネラルマネジャー
- 2022年4月 ソニーグループ(株) 執行役員 財務、IR担当
- 2025年4月 同社 執行役員コーポレートエグゼクティブ 財務、IR担当
- 2025年6月 当社 取締役
- 2025年9月 当社 取締役 執行役 CFO (現在)
- 2025年10月 ソニー生命保険(株) 取締役 (現在)
- ソニー損害保険(株) 取締役 (現在)
- ソニー銀行(株) 取締役 (現在)

■ 取締役候補者とした理由

ソニーグループにおいて長年にわたって財務を担当し、2022年4月からはソニーグループ(株)の執行役員 (2025年4月から同8月まで執行役員コーポレートエグゼクティブ) として経営に携わるなど、当社グループ経営全般に係る意思決定と経営の監督を適切に遂行できる知見や経験、判断力を有しているため、指名委員会にて取締役候補者として決定されました。

3

いけうち
池内しょうご
省五

1962年6月6日生

(満64歳) 男性

再任

社外

独立



取締役の現在の担当	指名委員会委員（議長）、報酬委員会委員
取締役在任年数	7年
所有する当社株式数	一株
交付予定の株式数	6,200株
取締役会への出席状況	13回／13回

■ 略歴及び重要な兼職の状況

- 1988年4月 (株)リクルート（現 (株)リクルートホールディングス）入社
- 2005年4月 同社 執行役員
- 2012年6月 同社 取締役 兼 執行役員
- 2013年4月 同社 取締役 兼 常務執行役員
- 2016年4月 同社 取締役 兼 専務執行役員
- 2019年6月 当社 社外取締役（現在）
- 2020年4月 (株)リクルートホールディングス 取締役 兼 顧問
AnyMind Group(株) 社外取締役（現在）
- 2020年6月 (株)リクルートホールディングス 顧問
- 2020年9月 JICキャピタル(株) 代表取締役社長CEO（現在）
- 2024年6月 JSR(株) 取締役（現在）

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

グローバル企業において新規事業開発や海外展開を推進した経験を有し、経営企画及び人事の責任者を務めるなど、経営に関する高い見識を有しており、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の強化への貢献が期待されるため、指名委員会にて社外取締役候補者として決定されました。

4

よしざわ
吉澤かずひろ
和弘

1955年6月21日生

(満71歳) 男性

再任

社外

独立



取締役の現在の担当	報酬委員会委員（議長）、指名委員会委員
取締役在任年数	5年
所有する当社株式数	一株
交付予定の株式数	6,200株
取締役会への出席状況	13回／13回

■ 略歴及び重要な兼職の状況

- 1979年4月 日本電信電話公社 入社
- 2007年6月 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ (現 (株)NTTドコモ) 執行役員 第二法人営業部長
- 2011年6月 同社 取締役執行役員 人事部長
- 2012年6月 同社 取締役常務執行役員 経営企画部長 モバイル社会研究所担当
- 2013年7月 同社 取締役常務執行役員 経営企画部長、事業改革室長兼務 モバイル社会研究所担当
- 2014年6月 同社 代表取締役副社長 技術・デバイス・情報戦略担当
- 2016年6月 同社 代表取締役社長
- 2020年12月 同社 取締役
- 2021年6月 同社 相談役（現在）
当社 社外取締役（現在）
- 2021年7月 大和ハウス工業(株) 顧問
- 2022年6月 パーソルホールディングス(株) 社外取締役（現在）
大和ハウス工業(株) 社外取締役（現在）

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大手通信企業において長年にわたる業務経験を有し、代表取締役社長を務めるなど、経営に関する高い見識を有しており、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の強化への貢献が期待されるため、指名委員会にて社外取締役候補者として決定されました。

5

はやせ
早瀬やすゆき
保行

1957年5月30日生

(満69歳) 男性

社外

再任

独立



取締役の現在の担当	監査委員会委員（議長）
取締役在任年数	2年
所有する当社株式数	一株
交付予定の株式数	6,200株
取締役会への出席状況	13回／13回

■ 略歴及び重要な兼職の状況

- 1980年4月 (株)三井銀行 (現(株)三井住友銀行) 入行
- 2003年4月 (株)三井住友銀行 熊本法人営業部長
- 2005年6月 同行 三田通法人営業部長
- 2007年4月 同行 投融资企画部長
- 2010年6月 同行 常任監査役
- 2012年6月 さくらカード(株) 代表取締役社長
- 2015年6月 当社 常勤社外監査役
 - ソニー生命保険(株) 監査役（現在）
 - ソニー損害保険(株) 監査役（現在）
 - ソニー銀行(株) 監査役（現在）
- 2024年10月 当社 社外取締役（現在）

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大手金融機関での長年にわたる業務経験を有しており、同グループ会社の代表取締役社長を務めるなど、経営に関する高い見識を有しており、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の強化への貢献が期待されるため、指名委員会にて社外取締役候補者として決定されました。

6

に う の や み ほ
丹生谷 美穂

1964年8月31日生

(満61歳) 女性

再任

社外

独立



取締役の現在の担当	監査委員会委員
取締役在任年数	2年
所有する当社株式数	一株
交付予定の株式数	6,200株
取締役会への出席状況	13回／13回

■ 略歴及び重要な兼職の状況

- 1993年4月 弁護士登録
東京青山・青木法律事務所（現 ベーカー&マッケンジー法律事務所）入所
- 1997年7月 Baker & McKenzie Consultants (インドネシア)
- 1998年1月 Baker & McKenzie (シンガポール)
- 2000年12月 東京青山・青木法律事務所（現 ベーカー&マッケンジー法律事務所）パートナー
- 2002年11月 瀧美坂井法律事務所・外国法共同事業シニアパートナー（現在）
- 2020年1月 パーク24(株) 社外取締役（現在）
- 2023年6月 当社 社外監査役
- 2024年10月 当社 社外取締役（現在）

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

国際的な法律事務所のパートナーを歴任し、企業法務分野において法律家としての豊富な経験と知識を有していることに加えて、ダイバーシティ&インクルージョンの観点からの適切な助言等をいただいております。当社取締役会の意思決定機能や監督機能の強化への貢献が期待されるため、指名委員会にて社外取締役候補者として決定されました。

7

かじやま

梶山

そのこ

園子

1968年5月3日生

(満58歳)

女性

再任

社外

独立



取締役の現在の担当	監査委員会委員
取締役在任年数	1年
所有する当社株式数	一株
交付予定の株式数	6,200株
取締役会への出席状況	10回／10回

■ 略歴及び重要な兼職の状況

1991年4月	富士通(株) 入社	2023年12月	オリンパス(株) デピュティチーフインターナショナルオーディットオフィサー シニアバイスプレジデント
2002年10月	朝日監査法人 (現 有限責任あずさ監査法人) 入所	2024年3月	日本マクドナルドホールディングス(株) 社外監査役 (現在)
2013年3月	(株)LIXIL 入社		日本マクドナルド(株) 監査役 (現在)
2018年1月	同社 内部監査統括部品質保証部長	2024年6月	伊藤忠エネクス(株) 社外監査役 (現在)
2019年7月	同社 グループ監査委員会事務局長 兼 (株)LIXIL TEPCOスマートパートナーズ 監査役	2025年6月	当社 社外取締役 (現在) (株)横河ブリッジホールディングス 社外取締役 (監査等委員) (現在)
2020年4月	オリンパス(株) インターナルオーディット部門 トメントプランニング&クオリティグローバル バイスプレジデント		
2020年6月	同社 インターナルオーディット部門 インターナルオーディットチャイナ シニアディ レクター ソニー・オリンパスメディカルソリューション(株) 監査役		

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることに加えて、監査人としての豊富な経験に加えて大手監査法人やグローバル企業の内部監査部門において培った深い見識をもとに適切な助言等をいただいております。当社取締役会の意思決定機能や監督機能の強化への貢献が期待されるため、指名委員会にて社外取締役候補者として決定されました。

8

たか おか
高岡こう ぞう
浩三

1960年3月30日生

(満66歳) 男性

再任

社外

独立



取締役の現在の担当	—
取締役在任年数	1年
所有する当社株式数	一株
交付予定の株式数	6,200株
取締役会への出席状況	10回／10回

■ 略歴及び重要な兼職の状況

- 1983年4月 ネスレ日本(株) 入社
- 2005年1月 ネスレコンフェクショナリー(株) 代表取締役社長
- 2010年1月 ネスレ日本(株) 代表取締役副社長 (飲料事業本部長)
- 2010年11月 同社 代表取締役社長 兼 CEO
- 2015年4月 ケイアンドカンパニー(株) 代表取締役 (現在)
- 2019年8月 KTデジタル(株) 代表取締役 (現在)
- 2020年3月 ネスレ日本(株) 退社 (代表取締役社長 兼 CEO 退任)
- 2020年12月 (株)サイバーエージェント 社外取締役 (現在)
- 2025年6月 当社 社外取締役 (現在)

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

グローバル企業において長年にわたる業務経験を有し、代表取締役社長兼CEOを務めるなど、経営に関する高い見識を有しており、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の強化への貢献が期待されるため、指名委員会にて社外取締役候補者として決定されました。

9

きくち
菊地ただお
唯夫

1965年12月4日生

(満60歳) 男性

新任

社外

独立



取締役の現在の担当	—
取締役在任年数	一年
所有する当社株式数	500株
交付予定の株式数	一株
取締役会への出席状況	—

■ 略歴及び重要な兼職の状況

- 1988年4月 (株)日本債券信用銀行 (現 (株)あおぞら銀行) 入行
- 1993年6月 フランス ESSEC経済商科大学院大学 (ビジネススクール) 卒業
- 1997年6月 (株)日本債券信用銀行 秘書室秘書役 (頭取担当)
- 2000年2月 ドイツ証券会社 東京支店 入社
- 2003年4月 同社 投資銀行本部 ディレクター
- 2004年4月 ロイヤル(株) (現 ロイヤルホールディングス(株)) 入社 執行役員総合企画部長兼法務室長
- 2007年3月 同社 取締役総合企画部長兼法務部長兼グループマネジメント部長
- 2009年5月 同社 取締役管理本部長兼総合企画部長兼法務部長
- 2010年3月 同社 代表取締役社長
- 2016年3月 同社 代表取締役会長 (兼) CEO
- 2018年2月 キュービーネットホールディングス(株) 社外取締役
- 2019年3月 ロイヤルホールディングス(株) 代表取締役会長
- 2021年9月 キュービーネットホールディングス(株) 社外取締役 (監査等委員) (現在)
- 2026年3月 ロイヤルホールディングス(株) 取締役会長 (現在)

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたる企業トップとしての豊富な経営経験及び金融機関における業務運営経験を通じた幅広く高い見識を有しており、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の強化への貢献が期待されるため、指名委員会にて社外取締役候補者として決定されました。

10 朱

しゅ

うんぎょん
殷卿

1962年10月19日生

(満63歳) 男性

新任

社外

独立



取締役の現在の担当	—
取締役在任年数	—年
所有する当社株式数	—株
交付予定の株式数	—株
取締役会への出席状況	—

■ 略歴及び重要な兼職の状況

- 1986年4月 モルガン銀行 入社
- 2000年5月 JPモルガン証券 金融法人部長
- 2001年5月 同社 マネジングディレクター
- 2005年7月 同社 金融法人本部長
- 2007年5月 メリルリンチ日本証券 投資銀行部門金融法人グループチェアマン
- 2010年7月 同社 投資銀行共同部門長
- 2011年7月 同社 副会長
- 2013年11月 ㈱コアバリューマネジメント 代表取締役 (現在)
- 2021年6月 双日㈱ 社外取締役 (現在) (2026年6月30日退任予定)
- 2022年9月 一橋大学大学院経営管理研究科 客員教授 (現在)

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたる金融機関における豊富な経営・業務経験及び複数業界における社外取締役の経験を通じた幅広く高い見識を有しており、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の強化への貢献が期待されるため、指名委員会にて社外取締役候補者として決定されました。

以上

1 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過および成果等

【企業集団の主要な事業内容】

当社グループは、当社、ソニー生命保険株式会社（以下、「ソニー生命」）、ソニー損害保険株式会社（以下、「ソニー損保」）およびソニー銀行株式会社（以下、「ソニー銀行」）を中心に構成されております。

当社は、ソニー生命、ソニー損保およびソニー銀行等を直接の子会社とする金融持株会社であり、それぞれの主な事業内容は次のとおりであります。

ソニー生命は、ライフプランナー（営業社員）*およびパートナー（募集代理店）によるきめ細かなコンサルティングに基づくオーダーメイドの生命保険を提供しております。

ソニー損保は、主力の自動車保険に加えて火災保険、海外旅行保険、ペット保険などをインターネット等を通じて提供しております。

ソニー銀行は、預金（円・外貨）、住宅ローン、投資信託、Sony Bank WALLET（11通貨対応のVisaデビット付きキャッシュカード）などをインターネットを通じて提供しております。

また、当社は、主要3事業のほかに、当社グループにおいて介護事業を統括する持株会社「ソニー・ライフケア株式会社」（以下、「ソニー・ライフケア」）およびベンチャーキャピタル業務を行う「ソニーフィナンシャルベンチャーズ株式会社」（以下、「ソニーフィナンシャルベンチャーズ」）を傘下に置いております。

* 「ライフプランナー」はソニー生命の登録商標です。

【金融経済環境】

2025年度のがわが国経済は、緩やかな回復傾向で推移しました。年度初めに、相互関税や自動車関税など米国政府による関税引き上げ政策が発動し、自動車業を中心に日本企業の収益が下押しされました。ただ、各業界・企業のサプライチェーン対応や7月の日米合意による当初関税引き上げ幅の縮小などにより、収益の深刻な悪化は回避され、製造業による国内生産や輸出などの事業活動も維持されました。その結果、国内での省力化・デジタル化に向けた設備投資は増加傾向で推移しました。一方、コメなど食料品価格の上昇による生活費の高騰により、実質賃金の低迷が続いたため、個人消費は力強さに欠ける動きとなり、景気回復の重しとなりました。年度末には、中東情勢の悪化を受けて原油価格が急騰しており、今後、輸入インフレ圧力の強まりによる企業収益や家計所得の悪化、世界のサプライチェーン混乱による世界経済の下振れが懸念されます。

債券市場は、日本銀行の金融政策や日本・米国両政府の政策動向による影響を受けました。年度初めに、米国政府による関税引き上げ策の発動によって景気後退リスクが高まり、日銀の追加利上げ観測が後退し、長期金利は1.1%台まで急低下しました。その後、米中交渉などから米国の関税政策に対する悲観的な見方が後退し、長期金利も上昇傾向に戻りました。その後、10月に自民党総裁選で積極財政を主張する高市早苗候補が勝利して新首相に就任したことを受け、債券市場では中長期的なインフレ上振れや円安観測が高まって長期金利が押し上げられ、12月には2%を上回りました。1月には衆議院・解散総選挙における各政党の公約などから財政拡大・インフレ上振れ観測が高まり、長期金利は約27年ぶりとなる2.4%弱を記録しました。選挙後、長期金利の上昇はいったん一服しましたが、3月の中東情勢悪化を受けて再び上昇基調を強め、2.4%付近に戻りました。

外国為替市場では、日本・米国両政府の政策動向が為替レートに影響しました。年度初めは米国の関税政策発動による景気後退懸念が沸騰し、米国のトリプル安（株安・債券安・通貨安）となったため、為替レートは1ドル=140円近辺まで円高となりました。その後、米中交渉の進展などから関税政策への不安が緩和し、年度半ばには1ドル=150円台に戻りました。10月に自民党総裁選を経て積極財政・金融緩和継続を主張する高市早苗首相が就任すると、為替レートは2026年1月にかけて1ドル=160円近傍まで円安が進みました。3月からの中東情勢悪化による原油高が日本のインフレや貿易赤字拡大への懸念を高めており、円安基調は続いています。

保険・銀行業界においては、持続可能な社会の実現に向けた業界としての役割発揮を目指した取組みが進められる中、超長寿時代の進展を見据えて多様化する個人および法人のお客さまのニーズとリスクに対応した商品・サービスの提供を通じて、お客さま本位の業務運営がより一層推進されました。また、生命保険業界における人口減少・少子高齢化の進展や金融市場の不確実性増大等への対応が引き続き重要となるとともに、損害保険業界においては物価上昇や近年の自然災害の多発・激甚化にともなう保険金支払い増加への対応が求められました。加えて、保険業界全体として、業界におけるコンプライアンス上の課題が顕在化する中、信頼回復やコンプライアンス・ガバナンス強化への取組みの重要性が一層高まり、各種環境の変化を踏まえた企業行動が求められる状況となりました。

【企業集団を巡る当年度における事業の経過および成果】

（生命保険事業）

ソニー生命は、中期経営計画に基づき、お客さま本位の業務運営の徹底を前提に、2025年度は、営業基盤の拡大に加え、提案品質の向上および事業運営基盤の強化に重点を置いて事業を推進しました。法人のお客さまに対しては、Biz-Plan WEB等を活用し、事業保障、事業承継、福利厚生等に関する経営課題の解決に向けたコンサルティングを推進するとともに、従業員領域を含めた顧客接点の拡大を図ることで、法人分野における提供価値の向上に取組みました。個人のお客さまに対しては、ライフプランニングに基づくコンサルティングを推進するとともに、AIを活用した顧客フォローの高度化に向けた取組みを進めるなど、よりきめ細やかな顧客対応の実現を目指しました。また、ライフプランナーおよびサポーターの陣容拡大、教育・研修の充実、支援体制の整備を通じて、営業基盤の強化を図りました。加えて、先端技術の活用や業務プロセス見直しの検討を進め、業務の効率化・高度化およびリスク耐性の向上に向けた取組みを進めました。一方、金利上昇等を含む経済環境の変化を受ける中、お客さまとの約束を将来にわたり確実に果たすべく、統合的なリスク管理（ERM）を含むリスク管理態勢の充実に取組み、健全性指標であるESRの水準確保に努めるなど、事業運営の安定性確保を図りました。そして、これら一連の取組みを通じて、人々が心豊かに暮らせる社会の実現への貢献に資するとともに、今後も持続可能な事業経営を目指してまいります。

保険商品につきましては、2025年7月に、従来商品から就業不能となり得るリスクに対する保障範囲を拡大し、ライフスタイルの多様化に対応すべく、死亡保障の有無を選択可能とした「無解約返戻金型収入保障保険」および「無解約返戻金型収入保障特約」を発売するとともに、無解約返戻金型収入保障保険の専用特約・特則である「入院・在宅医療一時金特約」、「がん一時金特約」、および「保険料払込免除特則（収入保障保険用）」を発売しました。

合わせて、同じく7月に、対象となる医薬品の発売開始後に速やかなる支払事由への追加を可能とすべく、「抗がん剤治療特約」に世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類の基準を新たに追加する改定を行いました。

また、金利環境の変化等を鑑み、同じく7月に、円建保険の前納保険料の積立利率、割引利率、および外貨建定期年金保険の予定利率を引き上げる改定を行うとともに、2025年10月に学資保険の保険料率等の改定を行いました。

加えて、2025年12月に、主に体況に懸念を抱える経営者等の保障の確保や退職金準備等のため、従来商品の「災害保障期間付平準定期保険」を簡易告知型への改定等を行ったうえで販売を再開するとともに、2026年2月に、従来商品から魅力ある積立利率の提供とさまざまなライフスタイルに対応することができるよう、通貨および積立利率保証期間を選択制としたうえで、外国通貨を選択した場合の契約初期の一定期間、為替差損により円換算した死亡保険金額が円換算の一時払保険料を下回ることも回避すべく、「指定通貨建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）」および「初期円換算死亡保険金最低保証特約」を発売しました。

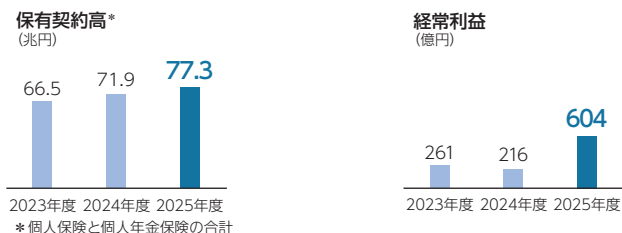
当年度の新契約高は前年度比2.2%減の10兆9,391億円、新契約年換算保険料は前年度比4.3%減の1,730億円（うち第三分野は前年度比11.5%増の101億円）となりました。保有契約高は前年度末比7.4%増の77兆3,087億円、保有契約年換算保険料は前年度末比6.8%増の1兆3,851億円（うち第三分野は前年度末比0.5%減の2,076億円）となりました。

解約・失効率は、前年度比0.29ポイント低下し5.66%となりました。

※ 新契約高、新契約年換算保険料、保有契約高、保有契約年換算保険料、解約・失効率は、個人保険と個人年金保険の合計です。解約・失効率は、契約高の減額または増額および復活を含めない解約・失効高を年度始の保有契約高で除した率です。

収益性指標

ソニー生命（単体）



（損害保険事業）

ソニー損保は、主力の自動車保険を中心に、ウェブサイトやカスタマーセンターを通じたダイレクト型の損害保険事業を展開しており、お客さまに価値を感じていただける独自性や納得感のある商品、高品質で信頼できるサービスの提供を目指しております。

当年度においては、お客さまへの安心と安全に向けた各種サポート機能の拡充などお客さま本位の取組みを推進しつつ、着実に業容拡大を継続することができました。

販売面においては、主力商品である自動車保険において、事故発生率の上昇、自然災害の頻発・激甚化による保険金支払いの増加や物価上昇などを背景に保険料の改定を実施しました。さらに、従来のテレビCMに加えてウェブ広告の配信を強化するなど、マーケティング施策を拡充した結果、保険料収入は堅調に推移しました。火災保険については、広告出稿エリアおよび出稿量の最適化により獲得効率が向上したほか、2015年の制度改定により保険期間が従来の最長35年から最長10年へ短縮されたことにもない、満期到来時の契約切替件数が増

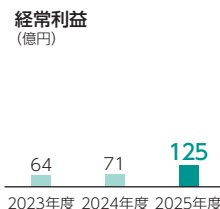
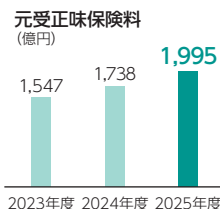
加し、この結果、契約件数も堅調に増加しました。また、幅広いお客さまのニーズに応えられるよう商品ラインアップ拡充の一環として、アニコム損害保険株式会社との共同保険商品として、ペット保険の販売を開始しました。

サービス面においては、お客さまにとって真に価値のあるサービスの提供を目指し、お客さま本位のサービス向上に取り組めました。自動車保険のお客さま向けに、降雹（ひょう）の予測データを活用して、降雹のリスクが高まった際に事前にメールでお知らせする「降雹アラートサービス」の提供を開始しました。またご契約のお車が強い衝撃を受けた際に、スマートフォンを通じて迅速にソニー損保へ情報を伝達できるよう、「緊急時サポート」アプリに衝突検知機能を追加しました。今後も、お客さま一人ひとりがより安心してご利用いただけるよう、先進技術の活用やサービス品質の向上に継続的に取り組み、日常から万一の際までお客さまを支えるサービスの提供を目指してまいります。こうしたお客さま本位の取り組みを通じて、当年度も引き続き複数の外部評価機関より、業界最高水準の顧客満足度評価を獲得しました。

当年度の正味収入保険料は、主力の自動車保険の増収を主因として、前年度比13.0%増の1,888億円となりました。正味支払保険金は前年度比11.6%増の1,022億円となり、正味損害率は、前年度比0.7ポイント低下の60.8%となりました。正味事業費率は、前年度比0.8ポイント低下の24.6%となり、正味損害率と正味事業費率を合わせたコンバインド・レシオは前年度比1.5ポイント低下の85.4%となりました。

収益性指標

ソニー損保



(銀行事業)

ソニー銀行は、引き続き、お客さまにとってより使いやすい金融サービスを提供する銀行へ成長することに重点を置き、お客さまの多様な資産運用や資産形成ニーズに応えるため、商品力の強化や利便性の向上への取り組みに合わせて、顧客基盤拡充に向けて提携先等を広げてまいりました。

2025年5月に、新勘定系システムの稼働を開始しました。このシステムは、富士通株式会社との協業により、勘定系システムを刷新し、アマゾン ウェブ サービスのクラウド上に構築した次世代デジタルバンキングシステムです。クラウドネイティブな構成による柔軟性と生産性の高いシステム特性を活かして、新商品・サービスの迅速な提供や既存商品・サービスの柔軟な改良を可能とする、高い「ビジネスアジリティ」を実現しました。

顧客基盤の拡充においては、お客さまのニーズに対応した新商品・サービスの提供を開始しました。5月には、12歳以上の家族が申し込み可能なファミリーデビットカードの発行を開始しました。9月には、お得な金利や手数料等を提案する「スマイルボーナス」サービスのほか、ソニー銀行 アプリを通じてセブン銀行ATM、ローソン銀行ATMで現金の入出金等を行うことができる「スマホATM」サービスを開始しました。10月には、住宅ローンの借入金額や年末残高に応じてANAのマイル特典を受けられる「ANAのマイル付き住宅ローン」の取り扱いを開始しました。さらに、2026年3月には、Sony Bank WALLET およびキャッシュカードに、スヌーピーをはじめとした「PEANUTS」 デザインを採用しました。

なお、金融市場の動向を踏まえて、5月と11月に住宅ローン変動金利の基準金利を改定したほか、2026年2月には円普通預金金利の引き上げを実施しました。

新たな事業領域への取組みとして、2025年6月に、デジタルアセット関連事業を行う他業銀行業高度化等会社を設立し、8月に商号を「BlockBloom株式会社」とし、10月より事業を開始しました。また、同月に、米国での米ドル建てステーブルコインの事業化に向け、ステーブルコインのインフラを提供するBastion Platforms, Inc. (本社：米国ニューヨーク州) との業務提携契約を締結しました。さらに2026年2月には、国内におけるステーブルコインを活用したサービス連携に向けて、JPYC株式会社と戦略的業務提携に関する基本合意書(MOU)を締結しました。

ソニーグループ各社と連携した取組みについては、ソニーグループ株式会社および当社の連携のもとで生成AIを活用したアプリを共同開発し、2025年11月に顧客問い合わせ業務における利用開始を発表し、2026年2月に運用を開始しました。また、株式会社ソニー・ピクチャーズエンタテインメントとの連携によるデジタルコンテンツ(NFT)の配布や上映会への招待およびソニーミュージックグループとの連携によるライブへの招待等の各種キャンペーンを実施しました。

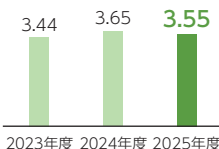
2026年3月末の預金(単体)残高は、前年度末比2,948億円増の4兆7,115億円となりました。このうち、円預金は前年度末比2,954億円増の3兆9,410億円、外貨預金は、前年度末比6億円減の7,705億円となりました。貸出金残高は、前年度末比748億円減の3兆5,981億円となりました。うち、住宅ローン残高は3兆5,503億円です。2026年3月末の口座数は、前年度末比9万口座増加し214万口座となりました。

単体自己資本比率(国内基準)は、2026年3月末時点で9.20%(前年度末10.31%)となりました。

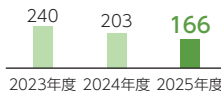
収益性指標

ソニー銀行(単体)

住宅ローン残高
(兆円)

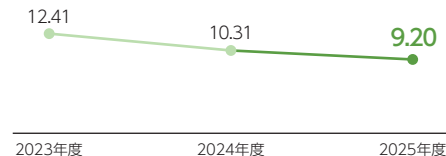


経常利益
(億円)



健全性指標

自己資本比率(国内基準)*
(%)



*表示単位未満は切捨てて表示

(当年度の当社グループの連結業績)

当年度の経常収益は、生命保険事業、損害保険事業及び銀行事業において増加した結果、前年度比9.6%増の2兆8,710億円となりました。経常利益は、銀行事業において減益となったものの、生命保険事業及び損害保険事業において増益となった結果、前年度比88.4%増の845億円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度比29.6%減の554億円となりました。

収益性指標

■ SFGI (連結)



各セグメントの業績については次のとおりです。

生命保険事業：

経常収益は、為替差益及び再保険収入が増加したことにより、前年度比9.4%増の2兆5,350億円となりました。経常利益は、ALM(資産・負債の総合管理)の考え方に基づくリバランスを目的とした債券売却に伴う一般勘定における有価証券売却損益の悪化があったものの、米ドル建終身保険の既契約ブロックにおける一部出再等による影響や、為替差損益等の市況の変動に伴う損益の改善により、前年度比188.2%増の594億円となりました。

損害保険事業：

経常収益は、主力の自動車保険を中心に正味収入保険料が堅調に増加したことにより、前年度比13.3%増の1,913億円となりました。経常利益は、自然災害の減少等により損害率が低下したことにより、前年度比73.9%増の125億円となりました。

銀行事業：

貸出金利息や有価証券利息配当金等の資金運用収益の増加があったものの、住宅ローン関連役務収益の減少や営業経費の増加により、経常収益は前年度比11.0%増の1,298億円となりました。経常利益は前年度比11.5%減の167億円となりました。

【企業集団の対処すべき課題】

2026年度のがわ国経済については、春闘での3年連続の高い賃上げ率や政府の物価高対応策、昨年の食品価格急騰による物価押し上げ効果の剥落などから、今後実質賃金が改善に向かっていくことで個人消費が下支えられ、景気は底堅く推移すると期待されます。しかし、わが国を取り巻く世界経済や国際情勢に関わる不確実性は極めて大きく、予断を許さない状況です。中東情勢ならびに原油価格の先行き次第では、過去の石油危機時と同様に景気後退期入りするリスクがあります。また、中東情勢以外にも日中関係などさまざまな地政学リスクが実体経済に影響を及ぼす可能性もあり、高い緊張感を持って状況を注視する必要があります。

このような経営環境の中、当社グループは、2026年度が2024年度を始期とする3カ年の中期経営計画の最終年度であると同時に、2027年度を始期とする新たな中期経営計画の策定年度であることを踏まえ、足下の計画を確実に実行しつつ、次なる成長ステージを見据えた戦略の策定と実装に精力的に取り組んでまいります。上場後初の通期となる本年度は、資本市場をはじめとするステークホルダーからの説明責任を強く意識し、収益力の回復・強化と中長期的な成長基盤の再構築を同時に進めてまいります。

具体的には、トップラインの成長に沿ったボトムラインの成長を実現するため、生命保険事業においては、法人分野を中心とした販売戦略の強化等により、CSM（保険契約から将来にわたり見込まれる利益を表す指標）残高および償却額の着実な積み上げを図り、グループ全体の利益成長を牽引してまいります。損害保険事業および銀行事業においても、料率改定やスプレッド改善等を通じた質をとともなう利益成長により、安定的な収益基盤の確立を目指してまいります。あわせて、グループ連携については、従前のクロスセル施策強化に加えて、デジタルプラットフォームの活用等を通じた本格的な実行フェーズへと移行し、具体的な成果の創出につなげてまいります。

また、営業・商品・資産運用を一体でマネジメントするERM経営への進化を加速いたします。顧客価値を起点に、資本・リスク・リターンバランスを踏まえた全社的な戦略設計を行い、営業戦略において顧客セグメント別の提案力強化を図るとともに、商品開発において財務健全性を意識した商品ポートフォリオの最適化を進めてまいります。資産運用においては、市場環境の変化を踏まえたALMの高度化やオーバーヘッジ改善等により、収益機会の獲得と健全性の維持を両立してまいります。

さらに、グループ全体の価値最大化に向け、持株会社機能の一層の強化に取り組んでまいります。ガバナンスおよび収益管理の高度化、資本・リスク管理の強化、AI等を活用した業務改革を進めるとともに、機動的な資本・財務戦略を通じて、成長投資および中長期的な企業価値向上につなげてまいります。加えて、当社グループは、金融庁の『顧客本位の業務運営に関する原則』等の趣旨を踏まえ、取締役会等による監督機能の実効性向上、リスク管理・コンプライアンス・内部監査体制の充実、反社会的勢力排除および個人情報保護を含む内部管理態勢の強化を継続し、経営品質の不断の向上に努めてまいります。

ソニー生命が公表した不適切事案については、持株会社としても重く受け止めており、グループガバナンスの観点から、全力をあげて再発防止策の実効性確保およびステークホルダーの皆さまからの信頼回復に取り組んでまいります。

(2) 企業集団および当社の財産および損益の状況の推移

イ 企業集団の財産および損益の状況の推移

(百万円)

区分	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度(当期)
経常収益	2,137,696	3,450,300	2,618,712	2,871,029
経常利益	122,370	54,358	44,889	84,584
親会社株主に帰属する当期純利益	118,525	41,176	78,791	55,498
包括利益	37,202	3,440	75,730	28,989
純資産額	644,955	594,008	669,754	629,284
総資産	20,019,761	22,083,761	23,370,923	23,807,190

ロ 当社の財産および損益の状況の推移

(百万円)

区分	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度(当期)
営業収益	49,098	89,061	112,408	19,224
受取配当金	45,549	84,984	109,628	15,102
保険業を営む子会社等	43,518	80,604	90,029	9,700
銀行業を営む子会社等	2,031	4,380	19,598	5,402
その他の子会社等	—	—	—	—
当期純利益	45,589	83,524	107,819	12,704
1株当たり当期純利益	6円38銭	11円68銭	15円08銭	1円82銭
総資産	287,344	323,254	421,349	469,482
保険業を営む子会社株式等	155,881	155,881	156,119	156,619
銀行業を営む子会社株式等	77,821	77,821	77,821	77,821
その他の子会社株式等	9,097	9,097	9,097	9,097

(注) 当社は、2025年8月8日付で普通株式435,100,266株につき7,149,358,214株の割合で株式分割を行っております。2022年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 企業集団の主要な事務所の状況

【当社】

会社名	事務所名	所在地	設置年月日
当社	本社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	2004年4月1日

【子会社等】

会社名	事務所名	所在地	設置年月日
ソニー生命保険(株)	本社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	1979年8月10日
ソニー損害保険(株)	本社	東京都大田区蒲田五丁目37番1号	1998年6月10日
ソニー銀行(株)	本社	東京都千代田区内幸町二丁目1番6号	2001年4月2日

- (注) 1. 子会社等のうち主要3社を記載しております。
2. 会社設立の日を設置年月日として記載しております。

(4) 企業集団の使用人の状況

【当社】

	前期末	当期末	当期増減 (△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
当社	215名	267名	52名	45.8歳	3.8年	720千円

- (注) 1. 使用人数は、就業人数（社外から当社への出向者を含みます）であり、当社から子会社への出向者（4名）、および臨時雇用者（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含みます）を含んでおりません。
2. 平均給与月額は、2026年3月の平均給与月額（時間外手当を含みます）であり、賞与は含んでおりません。当社と子会社との兼務者の給与については含めておりません。
3. 平均勤続年数は、当社における勤続年数を記載しており、出向者については出向元の会社における勤続年数を通算しておりません。
4. 平均年齢および平均勤続年数は、小数第2位以下を切り捨てて小数第1位までを表示しております。

【連結会社】

	前期末	当期末	当期増減 (△)
生命保険事業	9,828名	10,254名	426名
損害保険事業	1,609名	1,678名	69名
銀行事業	708名	759名	51名
その他	1,211名	1,351名	140名
合計	13,356名	14,042名	686名

- (注) 生命保険事業にはソニー生命保険(株)およびソニーライフ・コミュニケーションズ(株)、損害保険事業にはソニー損害保険(株)、銀行事業にはソニー銀行(株)、その他には当社（社外から当社への出向者を除きます）・ソニー・ライフケア(株)・ライフケアデザイン(株)・プラウドライフ(株)・ソニーフィナンシャルベンチャーズ(株)・ソニー少額短期保険(株)が含まれております。

(5) 企業集団の主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(6) 企業集団の資金調達の状況

2025年12月に第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）を発行したことにより、1,000億円を調達いたしました。

(7) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

	金額
生命保険事業	15,907百万円
損害保険事業	6,643百万円
銀行事業	4,785百万円
その他	2,118百万円
合計	29,454百万円

(注) 生命保険事業にはソニー生命保険㈱、損害保険事業にはソニー損害保険㈱、銀行事業にはソニー銀行㈱が含まれており、その他には、当社およびソニー・ライフケアグループ各社が含まれております。

ロ 重要な設備の新設等

上記イの設備投資の主なもの、以下のとおりとなっております。

	内容	金額
生命保険事業	システム関連	12,165百万円
損害保険事業	システム関連	6,281百万円
銀行事業	システム関連	4,631百万円
その他	介護施設	1,450百万円

(注) 生命保険事業にはソニー生命保険㈱、損害保険事業にはソニー損害保険㈱、銀行事業にはソニー銀行㈱が含まれており、その他には、ソニー・ライフケアグループ各社が含まれております。

(8) 重要な親会社および子会社等の状況

イ 親会社の状況

ソニーグループ株式会社は、2025年10月1日付での当社のパーシャル・スピンオフの実行により、同日付で同社が保有する当社の普通株式の持分比率が16.40%となったこと等にもない、当社の親会社ではなくなり、当社は同社の持分法適用関連会社となりました。

ロ 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、当事業年度において、当社の親会社であったソニーグループ株式会社との間で出向に関する契約書および覚書を取り交わしており、当該契約および覚書に基づき、同社から従業員として受け入れている出向者に係る人件費相当額を同社に対して支払っておりました。また、当社および当社グループ各社の商号に用いられる「ソニー」および「Sony」を一部に使用した商標はソニーグループ株式会社に帰属しており、当社および当社グループ各社は、当事業年度において、かかる商標等の使用に関し、ソニーグループ(株)との間で許諾契約を締結しておりました。ソニーグループ株式会社とこれらの取引をするにあたっては、当該取引の必要性、および当該取引の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを確認しており、当社としては当該取引について当社の利益を害さないものと判断しました。

ソニーグループ株式会社は、2025年10月1日付での当社のパーシャル・スピンオフの実行により、当社の親会社ではなくなり、当社は同社の持分法適用関連会社となりました。これにもない、パーシャル・スピンオフの実行後も当社として中長期でのさらなる成長を実現するために、当社および当社グループ各社においてソニーブランドを継続使用するべく、当社とソニーグループ株式会社が商号・商標使用許諾契約を締結し、当社グループ各社は当社からサブライセンスを受けるべく、当社と金融ロゴ等に関する商号・商標使用再許諾契約を締結しております。これらの契約は、その発効等により、これに先立ち当社および当社グループ各社がソニーグループ株式会社と締結しておりました許諾契約に優先し、取って代わるものです。なお、ソニーグループ株式会社との間の出向に関する契約書および覚書はパーシャル・スピンオフの実行後も継続しています。

ハ 子会社等の状況

【連結子会社】

(2026年3月31日現在)

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
ソニー生命保険(株)	東京都千代田区	生命保険業	1979年 8月10日	70,000 百万円	100.0%	—
ソニーライフ・コミュニケーションズ(株)	東京都千代田区	生命保険の募集に関する業務	2019年 7月26日	100 百万円	100.0% (100.0%)	(注)1
ソニー損害保険(株)	東京都大田区	損害保険業	1998年 6月10日	20,000 百万円	100.0%	—
ソニー銀行(株)	東京都千代田区	銀行業	2001年 4月2日	38,500 百万円	100.0%	—
ソニー・ライフケア(株)	神奈川県川崎市	介護事業を行う会社の経営管理	2014年 4月1日	10 百万円	100.0%	—
ライフケアデザイン(株)	神奈川県川崎市	有料老人ホームの企画・開発・運営	1999年 10月5日	100 百万円	100.0% (100.0%)	(注)1
プラウドライフ(株)	神奈川県川崎市	有料老人ホーム等の管理・運営・企画	2006年 7月3日	33 百万円	100.0% (100.0%)	(注)1
ソニーフィナンシャルベンチャーズ(株)	東京都千代田区	ベンチャーキャピタル事業	2018年 7月10日	10 百万円	100.0%	—
SFV・GB投資事業有限責任組合	東京都渋谷区	投資事業組合	2018年 10月11日	5,700 百万円	—	(注)2
ソニーフィナンシャルベンチャーズ&グローバル・ブレインフロンティア(株)	東京都千代田区	ベンチャーキャピタル事業	2025年 10月15日	25 百万円	51.0% (51.0%)	(注)1
ソニーフィナンシャルベンチャーズ&グローバル・ブレインフロンティア投資事業有限責任組合	東京都千代田区	投資事業組合	2024年 9月1日	1,500 百万円	—	(注)3

(注) 1. 「当社が有する子会社等の議決権比率」の()は、間接所有割合で内数であります。

2. ソニーフィナンシャルベンチャーズ(株)が有限責任組合員として99.5%を出資しております。

3. ソニーフィナンシャルベンチャーズ(株)が有限責任組合員として99.5%を出資し、同社の連結子会社であるソニーフィナンシャルベンチャーズ&グローバル・ブレインフロンティア(株)が無限責任組合員として0.5%を出資しております。

【持分法適用会社】

(2026年3月31日現在)

会社名	所在地	主要な 事業内容	設立 年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	備考
ビー・エックス・ジェイ・イー・ワン・ホールディング(株)	東京都港区	クレジットカード 決済事業会社の持 株会社	2023年 9月25日	1 円	20.0% (20.0%)	(注)
SP.LINKS(株)	東京都港区	クレジットカード 決済事業	2023年 9月25日	100 百万円	20.0% (20.0%)	(注)
ETCソリューションズ(株)	東京都港区	クレジットカード 決済事業	2020年 10月1日	50 百万円	14.0% (14.0%)	(注)

(注)「当社が有する子会社等の議決権比率」の()は、間接所有割合で内数であります。

(9) 特定完全子会社に関する事項

(2026年3月31日現在)

特定完全子会社の名称	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
ソニー生命保険(株)	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	115,881 百万円	469,482 百万円

(10) 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

【当社】

該当事項はありません。

【子会社等】

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状態

取締役

(2026年3月31日現在)

氏名	地位	担当	重要な兼職
遠藤俊英	取締役	指名委員会委員 報酬委員会委員	ソニー生命保険(株) 取締役 ソニー損害保険(株) 取締役 ソニー銀行(株) 取締役 ソニー・ライフケア(株) 取締役 ソニーフィナンシャルベンチャーズ(株) 取締役 なかのアセットマネジメント(株) 社外取締役
早川禎彦	取締役	—	ソニー生命保険(株) 取締役 ソニー損害保険(株) 取締役 ソニー銀行(株) 取締役
池内省五	社外取締役	指名委員会委員 (議長) 報酬委員会委員	JICキャピタル(株) 代表取締役社長CEO AnyMind Group(株) 社外取締役 JSR(株) 取締役
吉澤和弘	社外取締役	報酬委員会委員 (議長) 指名委員会委員	(株)NTTドコモ 相談役 パーソルホールディングス(株) 社外取締役 大和ハウス工業(株) 社外取締役
早瀬保行	社外取締役	監査委員会委員 (議長)	ソニー生命保険(株) 監査役 ソニー損害保険(株) 監査役 ソニー銀行(株) 監査役
丹生谷美穂	社外取締役	監査委員会委員	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 シニアパートナー パーク24(株) 社外取締役
梶山園子	社外取締役	監査委員会委員	日本マクドナルドホールディングス(株) 社外監査役 日本マクドナルド(株) 監査役 伊藤忠エネクス(株) 社外監査役 (株)横河ブリッジホールディングス 社外取締役
高岡浩三	社外取締役	—	ケイアンドカンパニー(株) 代表取締役 KTデジタル(株) 代表取締役 (株)サイバーエージェント 社外取締役

(注) 1. 取締役 山田和宏氏は2025年8月31日付で当社取締役を辞任いたしました。

2. 社外取締役である池内省五氏、吉澤和弘氏、早瀬保行氏、丹生谷美穂氏、梶山園子氏、高岡浩三氏の全員を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ています。

3. 監査委員 早瀬保行氏は常勤の監査委員であります。実効的な監査を行うため、非業務執行取締役を常勤の監査委員として選定しております。

4. 監査委員 早瀬保行氏は、長年にわたる金融機関での業務経験および常任監査役の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 監査委員 丹生谷美穂氏は、弁護士としての専門的な知識・経験を有することに加え、省庁での委員経験等を通じた民間企業、ビジネスへの幅広い知見を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査委員 梶山園子氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

執行役

(2026年3月31日現在)

氏名	地位	担当	重要な兼職
遠藤俊英	代表執行役 社長 CEO	最高経営責任者として、 グループ経営全体を統括	ソニー生命保険(株) 取締役 ソニー損害保険(株) 取締役 ソニー銀行(株) 取締役 ソニー・ライフケア(株) 取締役 ソニーフィナンシャルベンチャーズ(株) 取締役 なかのアセットマネジメント(株) 社外取 締役
早川禎彦	執行役 CFO	最高財務責任者として、 経営企画、財務、経理、 リスク管理、ディスクロ ージャーを担当	ソニー生命保険(株) 取締役 ソニー損害保険(株) 取締役 ソニー銀行(株) 取締役
高橋薫	執行役	生命保険事業	ソニー生命保険(株) 代表取締役
坪田博行	執行役	損害保険事業	ソニー損害保険(株) 代表取締役
南啓二	執行役	銀行事業	ソニー銀行(株) 代表取締役
伊藤浩気	執行役	介護事業	ソニー・ライフケア(株) 代表取締役社長
山田和宏	執行役	成長戦略、DX戦略、ベン チャー投資	ソニー生命保険(株) 取締役 ソニー・ライフケア(株) 取締役 ソニーフィナンシャルベンチャーズ(株) 取締役
鈴木隆行	執行役	経営企画、経理、IT、情 報セキュリティ、 サステナビリティ	ソニー生命保険(株) 取締役 ソニー損害保険(株) 取締役 ソニー銀行(株) 取締役 ソニー・ライフケア(株) 取締役 ソニーフィナンシャルベンチャーズ(株) 取締役
大坪治	執行役	人事、総務	—
山下奈保子	執行役	最高財務責任者を補佐 (CFO補佐)	ソニー生命保険(株) 取締役 執行役員常 務

(注) 山下奈保子氏は2025年9月1日付けで執行役に就任いたしました。

(2) 会社役員に対する報酬等

区分	支給人数	報酬等の種類別の額			計	摘要
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等		
執行役	10人	227百万円	41百万円	120百万円	389百万円	—
取締役	6人	100百万円	—百万円	7百万円	107百万円	—
合計	16人	328百万円	41百万円	128百万円	497百万円	—

- (注) 1. 当年度末現在の支給人数は、取締役6名および執行役10名となります。
2. 当社の報酬委員会は、当事業年度に係る取締役および執行役の個人別の報酬等の内容について審議し、後記「(3) 会社役員の報酬等の額またはその算定方法の決定方針」に従ってその内容を決定したため、個人別の報酬等の内容は当該方針に沿うものであると判断しています。
3. 非金銭報酬等には、当社株式によるストックオプション（新株予約権）、業績連動型株式ユニットおよび譲渡制限付株式ユニットならびにソニーグループ株式会社による譲渡制限付株式ユニットが含まれております。

(3) 会社役員の報酬等の額またはその算定方法の決定方針

取締役および執行役の個人別報酬等の額については、社外取締役を議長とする報酬委員会で審議を行い、決定します。

報酬委員会は以下の3名をもって構成されております。なお、2025年度は同委員会を8回開催し、当社の取締役および執行役の個人別の報酬ならびに、業績連動部分および中長期インセンティブ部分に係る指標や当社株式を用いた事後交付型株式報酬制度の設計や付与方針などを決定しました。

社外取締役 吉澤 和弘（議長）
 社外取締役 池内 省五
 取締役 遠藤 俊英

報酬委員会の決議により定められた各種方針は次のとおりであります。

① 執行役

優秀な人材を確保することとともに、当社グループ全体の業績および企業価値向上に対する適切なインセンティブとして機能させることを目的として、固定部分・業績連動部分、中長期インセンティブのバランスを勘案し決定することを基本方針としております。

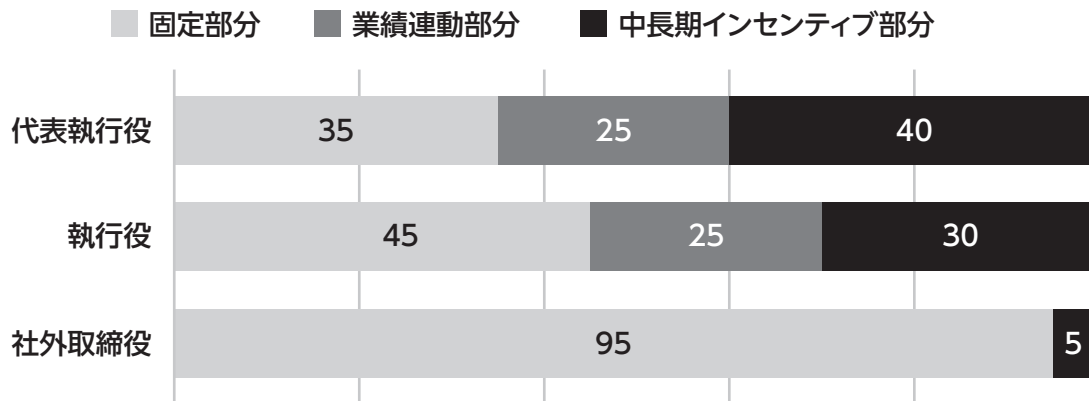
ア) 報酬について

役位に応じた固定部分と、当社グループ全体の各年度の業績および職務に応じた業績連動部分ならびに、株式報酬等の中長期インセンティブ部分としております。

- ・固定部分は、役位や職責等に応じて水準を決定し、固定額を毎月、現金で支給します。固定部分は、役職序列が上がるにつれ年間報酬額に占める割合が逡減し、業績連動部分および中長期インセンティブ部分の割合が逡増します。

- ・業績連動部分は、業績指標として、すべてのステークホルダーの期待・信頼に応え、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現すべく、外部報酬コンサルタント等の客観的・専門的な助言を参考に、報酬委員会での審議を経て、当社グループ連結業績数値である定量指標および定性指標を使用しています。基準額（100%）に対して、定量指標は0%～200%、定性指標は0%～150%の範囲で変動します。総報酬に占める業績連動部分の比率は20%～25%程度を目安とし、毎年、一定時期に現金で支給します。報酬委員会では、指標に基づく業績連動部分の計算結果を確認し、執行役の個人別報酬等の額を決定します。
- ・中長期インセンティブ部分は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、役位・職責に応じてユニットを付与し、報酬委員会にて決定した権利確定方法によって確定される数の当社株式を交付するものとし、「業績連動型株式ユニット（以下、「PSU」）」と「譲渡制限付株式ユニット（以下、「RSU」）」で構成されます。「PSU」は、ユニットの付与時から一定期間経過後に、当社が定める数値目標の達成割合等に応じて0%～150%の範囲内で、報酬委員会で決議した算定方法により権利確定のうえで当社株式を交付するもので、毎年一定時期に付与します。「RSU」は、ユニットの付与時から一定期間経過後に権利確定のうえで当社株式を交付するもので、毎年一定時期に付与します。これら中長期インセンティブの具体的な内容については、報酬委員会で決議します。総報酬に占めるこれら中長期インセンティブ部分の比率は20%～35%程度とします。

[報酬構成のイメージ]



[業績連動部分に係る指標]

	指標	ウェイト	計画	実績
		代表執行役		
定量	連結IFRS 税引前利益 (対計画比)	40%	590億円	△115億円
	連結IFRS 修正純利益 (対計画比)	20%	1,075億円	1,051億円
定性	子会社トップライン達成率	30%	100.0%	76.1%
	社員エンゲージメント	5%	対前年度比改善	+1
	グループサステナビリティ達成率	5%	100.0%	100.0%

[中長期インセンティブ部分に係る指標]

指標	ウェイト	計画
相対TSR	50%	(注)
修正ROE	50%	10%

(注) 相対TSRについては、PSUの付与日の属する年度の前年度の3月の月間平均（初回については2026年2月の月間平均）と権利確定日の属する年度の前年度の3月の月間平均の当社の株主総利回りと競合他社3社（株式会社第一ライフグループ、株式会社T&Dホールディングス、株式会社かんぽ生命保険）の株主総利回りおよび東証株価指数（配当込み TOPIX）のリターンを比較したうえで権利確定するPSUの数を算出いたします。

イ) 水準について

優秀な経営人材を確保するために、相応しい報酬水準といたします。具体的決定にあたっては第三者による企業経営者の報酬に関する調査結果等を勘案いたします。

②社外取締役

中長期的な企業価値向上を目的として、主な職務が、執行役による職務執行の監督および監視（監査委員となる取締役においては、加えて取締役および執行役の職務執行の監査）をもって経営の透明性・客観性を高めることであることから、報酬は優秀な人材を確保することとともに、その監督・監視機能を有効に機能させることを目的として、固定部分と中長期インセンティブ部分で構成します。

ア) 報酬について

固定部分については、役割に応じた固定額を毎月、現金で支給します。

中長期インセンティブ部分は、自己の知見に基づく当社グループの経営方針および経営改善に対する助言等を通じて、当社グループの企業価値の毀損の防止および信用維持を図るとともに、その持続的な成長の促進と中長期的な企業価値の維持および向上に対するインセンティブを高めることを目的として、役位・職責に応じてユニットを付与し、報酬委員会にて決定した権利確定方法によって確定される数の当社株式を交付するものとし、「RSU」で構成します。「RSU」は、ユニットの付与時から一定期間経過後に権利確定のうえで当社株式を交付するもので、毎年、一定時期に付与します。

イ) 水準について

優秀な経営人材を確保するために、相応しい報酬水準といたします。具体的決定にあたっては第三者による企業経営者の報酬に関する調査結果等を勘案いたします。

2025年度に係る取締役および執行役の個人別報酬支給額は、報酬委員会により、またはその監督のもとで決定されており、報酬委員会においては、その内容は「会社社員の報酬等の額またはその算定方法の決定方針」に沿うものであると判断しております。

(4) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
池内省五 (社外取締役)	当社は、左記の各氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、損害賠償責任の限度額を法令で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。
吉澤和弘 (社外取締役)	
早瀬保行 (社外取締役)	
丹生谷美穂 (社外取締役)	
梶山園子 (社外取締役)	
高岡浩三 (社外取締役)	

(5) 補償契約

当社は、当社取締役および執行役との間で、会社法第430条の2第1項に基づく、補償契約は締結していません。

(6) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に基づく、役員等賠償責任保険契約に加入し、当該保険により被保険者が当社の職務執行に起因して負担することとなった会社訴訟、株主代表訴訟、第三者訴訟等による損害賠償額や争訟費用等を補填することとしております。ただし、違法に得た私的な利益または便宜の供与、犯罪行為および意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役、執行役および執行役員ならびに子会社の取締役、監査役および執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を社外取締役全員の同意を得たうえで全額会社が負担しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

(2026年3月31日現在)

氏名	兼職その他の状況
池内省五 (社外取締役)	JICキャピタル(株) 代表取締役社長CEO AnyMind Group(株) 社外取締役 JSR(株) 取締役
吉澤和弘 (社外取締役)	(株)NTTドコモ 相談役 パーソルホールディングス(株) 社外取締役 大和ハウス工業(株) 社外取締役
早瀬保行 (社外取締役)	ソニー生命保険(株) 監査役 ソニー損害保険(株) 監査役 ソニー銀行(株) 監査役
丹生谷美穂 (社外取締役)	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 シニアパートナー パーク24(株) 社外取締役
梶山園子 (社外取締役)	日本マクドナルドホールディングス(株) 社外監査役 日本マクドナルド(株) 監査役 伊藤忠エネクス(株) 社外監査役 (株)横河ブリッジホールディングス 社外取締役
高岡浩三 (社外取締役)	ケイアンドカンパニー(株) 代表取締役 KTデジタル(株) 代表取締役 (株)サイバーエージェント 社外取締役

(注) 1. 当社と、JICキャピタル(株)、AnyMind Group(株)、JSR(株)、(株)NTTドコモ、パーソルホールディングス(株)、大和ハウス工業(株)、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業、パーク24(株)、日本マクドナルドホールディングス(株)、日本マクドナルド(株)、伊藤忠エネクス(株)、(株)横河ブリッジホールディングス、ケイアンドカンパニー(株)、KTデジタル(株)および(株)サイバーエージェントとの間に特別の関係はありません。

2. ソニー生命保険(株)、ソニー損害保険(株)およびソニー銀行(株)は、当社の子会社であります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会・監査委員会・指名委員会・報酬委員会への出席状況	取締役会・監査委員会・指名委員会・報酬委員会における発言その他の活動状況
池内省五 (社外取締役)	2019年6月から 現在まで	【取締役会】 13回すべてに出席 【指名委員会】 8回すべてに出席 【報酬委員会】 8回すべてに出席	新規事業開発や海外展開などの多くの分野に関する高い見識と幅広い業務経験に基づき、質問・提言等を適宜行うことなどにより、監督機能を果たしております。
吉澤和弘 (社外取締役)	2021年6月から 現在まで	【取締役会】 13回すべてに出席 【指名委員会】 8回すべてに出席 【報酬委員会】 8回すべてに出席	大手通信会社グループでの長年にわたる業務経験および同グループ移動体通信会社の代表取締役社長も務めた経験に基づき、質問・提言等を適宜行うことなどにより、監督機能を果たしております。
早瀬保行 (社外取締役)	【社外監査役】 2015年6月から 2024年9月まで 【社外取締役】 2024年10月から 現在まで	【取締役会】 13回すべてに出席 【監査委員会】 16回すべてに出席	金融機関での長年にわたる業務経験に基づき、質問・提言等を適宜行うことなどにより、監査機能を果たしております。
丹生谷美穂 (社外取締役)	【社外監査役】 2023年6月から 2024年9月まで 【社外取締役】 2024年10月から 現在まで	【取締役会】 13回すべてに出席 【監査委員会】 16回すべてに出席	弁護士として長年にわたり企業法務の分野を中心に活躍してきたことによる専門的な知識・経験に基づき、質問・提言等を適宜行うことなどにより、監査機能を果たしております。
梶山園子 (社外取締役)	2025年6月から 現在まで	【取締役会】 10回すべてに出席 【監査委員会】 12回すべてに出席	公認会計士や監査人としての長年にわたる業務経験に基づき、質問・提言等を適宜行うことなどにより、監査機能を果たしております。
高岡浩三 (社外取締役)	2025年6月から 現在まで	【取締役会】 10回すべてに出席	グローバル企業での長年にわたる業務経験および同企業の代表取締役社長も務めた経験に基づき、質問・提言等を適宜行うことなどにより、監督機能を果たしております。

(注) 取締役会・監査委員会・指名委員会・報酬委員会への出席状況は、2025年度に開催された取締役会、監査委員会、指名委員会および報酬委員会への出席状況であります。

(3) 社外役員に対する報酬等

区分	支給人数	当社からの報酬等の種類別の額			計	当社の親会社 および子会社等 からの報酬等
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等		
報酬等合計	6名	100百万円	一百万円	7百万円	107百万円	—

(注) 当年度末現在の支給人数は、取締役6名となります。また早瀬保行氏は、当社子会社であるソニー生命保険㈱、ソニー損害保険㈱およびソニー銀行㈱の監査役を兼任しております。同氏に対する報酬等は全額当社より支給しており、当該各社からの報酬等の支給はありません。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 25,000,000,000株 (前年度末比+23,400,000,000株) (注)1

発行済株式の総数 6,770,358,214株 (前年度末比+6,335,257,948株) (注)2

(注) 1. 2025年8月8日開催の当社取締役会決議に基づき、同日付で株式分割にともなう定款の一部変更が行われたことによるものです。

2. 2025年8月8日付の株式分割(6,714,257,948株増) および2026年3月31日付の自己株式の消却(379,000,000株減)によるものです。

(2) 当年度末株主数 777,520名

(3) 大株主

株主の氏名または名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
	株	%
ソニーグループ(株)	1,172,219,784	17.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	871,705,500	12.93
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	232,667,210	3.45
MOXLEY AND CO LLC	188,644,921	2.80
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	95,497,870	1.42
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	85,256,090	1.27
JP MORGAN CHASE BANK 385781	84,378,155	1.25
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	70,553,767	1.05
BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. SINGAPORE CLIENTS	61,527,601	0.91
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	57,494,120	0.85

(注) 持株比率は、自己株式 (30,932,126株) を控除して計算しております。

(4) 事業年度中に会社役員に対して交付した株式の状況

該当事項はありません。

5 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内容の概要

名称	新株予約権数	目的となる株式の種類および数	株式1株当たりの行使価額	行使期間
第1回 新株予約権	10個	普通株式 16,430株	162円	2024年7月1日から 2034年6月30日まで
第2回 新株予約権	6,722個	普通株式 11,044,246株	178円	2025年3月14日から 2035年3月13日まで

(注) 当社は2025年8月8日付で普通株式435,100,266株につき7,149,358,214株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割にともない、第1回新株予約権および第2回新株予約権について、株式分割比率に応じて目的となる株式の数および行使価額を調整しております。

(1) 当年度末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

名称	保有者数		新株予約権数	目的となる株式の種類および数	
	執行役	社外取締役			
第1回 新株予約権	1名	－名	10個	普通株式	16,430株
第2回 新株予約権	9名	4名	1,262個	普通株式	2,073,466株

(2) 当年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
PwC Japan有限責任監査法人 指定有限責任社員 小林 尚明 指定有限責任社員 原田 優子 指定有限責任社員 石橋 武昭	230百万円	①監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積り額の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を2025年5月30日にいたしました。 ②当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、コンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。
	うち会計監査人としての報酬等の額 226百万円	

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査の報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分していないため、上表の「うち会計監査人としての報酬等の額」にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社および子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は1,310百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

イ 在任中の会計監査人との間の補償契約
該当事項はありません。

ロ 補償契約の履行等に関する事項
該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
当社は、以下のとおり、会計監査人の解任または不再任の決定の方針を定めております。

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社においては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員会の委員全員の同意に基づき、監査委員会が会計監査人を解任する方針です。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適切性等を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合は、監査委員会の決議を経て、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会議案の内容を決定いたします。

- 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人が、当社の重要な子法人等の計算関係書類の監査をしているときは、その事実該当事項はありません。

7 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

9 その他

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、グループ各社における健全性と成長分野への投資のための適切な資本を確保した上で、安定的に配当を実施することを基本方針としております。

配当政策については、1株当たり年間配当額の減額は原則行わず、安定的な配当の成長を目指す方針としております。また、配当性向については、IFRS修正純利益の40～50%を目安としています。なお、配当の回数については、中間配当および期末配当の年2回とし、配当の決定機関は、中間配当および期末配当ともに取締役会であります。

上記の方針に基づき、2026年5月14日開催の取締役会において、当期の1株当たりの期末配当金は3.8円とすることを決議しました。

株主総会会場ご案内図

ソニーグループ株式会社本社ビルを使用しておりますが、
本株主総会はソニーフィナンシャルグループ株式会社による開催である点にご注意ください。

日時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始予定：午前9時）

場所

東京都港区港南一丁目7番1号
ソニーグループ株式会社本社 2階
大会議場

- 会場でのご出席には事前のお申し込み（4頁参照）が必要となります。会場の定員を超えるお申し込みがあった場合は、抽選とさせていただきます。
- 当日会場でご出席の際は、同封の議決権行使書用紙と会場出席の抽選結果メールが確認できるもの（スマートフォン画面・プリントアウトしたもの）を、会場の受付でご提示ください。



- ※ 当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。
- ※ 株主総会にご出席の株主さまへのお土産はございません。
- ※ お子さまご同伴の方など、当社の株主さま以外はご入場いただけませんので、ご注意ください。

抽選で電子ギフトをプレゼント

議案の賛否にかかわらず、インターネットで事前に議決権行使いただき、アンケートにご回答いただくと、抽選で電子ギフト（500円分）を贈呈いたします。
議決権行使の方法は、本招集ご通知3頁をご確認ください。

- 議案の賛否は抽選結果とは関係ありません。
- 当選の発表は、当選者への当選通知メールをもって代えさせていただきます（7月中旬頃）。
- 当選は株主さまお一人につき1回となります。

株 主 各 位

第22回定時株主総会資料
(交付書面省略事項)

ソニーフィナンシャルグループ株式会社

2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

事業報告

業務の適正を確保するための体制	3
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要	5

連結計算書類

連結貸借対照表	7
連結損益計算書	8
連結株主資本等変動計算書	9
連結注記表	10

計算書類

貸借対照表	37
損益計算書	38
株主資本等変動計算書	39
個別注記表	40

監査報告

会計監査人の会計監査報告（連結計算書類）	46
会計監査人の会計監査報告（計算書類）	48
監査委員会の監査報告	50

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条第2項の規定にもとづき、書面交付請求をいただいた株主様にお送りした書面には記載しておりません。

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）および当該体制の運用状況の概要

I 業務の適正を確保するための体制

当社は会社法及び同法施行規則に基づいた「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会において定め、当方針に基づいて内部統制システムを構築し、運用しております。

内部統制システム構築の基本方針

1. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、グループの全ての活動の原点・指針となるものとして企業理念を定め、グループの役員、社員への浸透に努めるとともに、その実現に向けた取り組みを推進する。
- ②当社は、グループ経営を統括し、グループ企業価値の最大化の責務を果たすべく、当社が株式を直接保有する子会社に対し株主権を適切に行使する。
- ③当社は、金融持株会社として当社が株式を直接保有する子会社との間で経営管理契約を締結し、子会社に対しグループ共通の基本方針の遵守及び子会社を含むグループの業務の適正を確保するために必要な事項に関し当社の事前承認及び報告を求めるなど、当該契約に基づく経営管理を行い、グループ全体としての適切な経営管理の態勢構築・遂行に責任ある役割を果たす。
- ④当社は、グループ内取引等の管理に関する基本方針に基づき、当社及び子会社がグループ経営に重大な影響を与える可能性のあるグループ内取引等を開始する場合は、事前にそれらの取引等の適切性・適法性の観点から所要の確認を行う。
- ⑤当社の内部監査部門は、子会社の内部統制システムが適切に整備されているかに留意し、子会社の内部監査及び外部監査の結果を監視し検証する。

2. 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、法令等遵守の基本方針として行動規範を定め、当社の役員、社員及び子会社に周知する。
- ②当社は、法令等遵守の具体的な手引書としてコンプライアンス・マニュアル、具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを定める。
- ③当社は、コンプライアンス担当部署を設置し、コンプライアンス・プログラムの推進に取り組む。コンプライアンス担当部署は、定期的にコンプライアンス・プログラムの進捗状況を取締役会に報告する。
- ④当社は、「反社会的勢力排除に関するグループ基本方針」を定め、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応するものとし、同方針を実現するために必要な態勢を整備する。
- ⑤当社は、社内通報制度を定め、その利用方法を当社の役員、社員及び子会社に周知する。社内通報制度は、経営方針、事業活動あるいはその他の行為が法令等に違反している（あるいは違反のおそれがある）と考える場合に社員等の通報者が専用窓口を通じて直接通報することができ、かつ、その通報者に対する不利益な措置が禁止されることを定める。
- ⑥当社は、グループの情報セキュリティポリシーを定め、顧客情報を含むグループの情報資産等の管理を適切に行うための態勢を整備する。
- ⑦当社は、グループの利益相反管理方針を定め、顧客の利益が不当に害されるおそれのある取引の適切な管理を行うため、所要の態勢を構築する。
- ⑧当社は、他の業務執行部門から独立した内部監査担当部署を設置する。内部監査担当部署は、監査委員会及び会計監査人と連携・協力のうえ、独立及び客観的立場から内部統制システムの整備・運用状況を監視、検証し、定期的に内部監査の状況を監査委員会に報告する。
- ⑨当社は、グループの内部監査に係る基本方針及び内部監査規則を定め、当社の役員、社員及び子会社に周知する。

3. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、記録保管規則を定め、取締役会、経営会議及び裁決の記録等執行役の職務の執行に係る文書を法令及び当該規則等に従い適切に保存し管理する。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、当社グループのリスク管理の基本方針として、リスク管理基本規則を定め、当社の役員、社員及び子会社に周知する。
- ②当社は、リスク管理担当部署を設置し、当社及び子会社の規模、特性、業務内容に応じて異なるリスクを適切に管理する。リスク管理担当部署は、定期的にリスク管理の状況を取締役会に報告する。

- ③当社は、当社グループの直面するリスクに見合った十分な自己資本を確保し適切な資本配賦等を行うため、子会社の自己資本充実度を評価し、必要に応じて、自己資本充実に向けた施策を実施する。
- ④当社は、当社グループの危機発生時に迅速な対応と適切なリスク軽減措置を講じる体制を整備するため、グループの事業継続リスク管理に関する基本方針及びコンティンジェンシー・プランを定め、当社の役員、社員及び子会社に周知する。

5. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、決裁規則等の社内規程を定め、職務の執行を効率的に行うために適切な態勢を構築する。
- ②当社は、会社の重要な業務の執行に係る事前審議等を行う機関として経営会議を設置する。
- ③当社は、事業計画管理規則を定め、単体及び連結の中期事業計画・年度事業計画を策定・管理し、また定期的に事業計画の進捗状況を確認する。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、グループの財務報告に係る内部統制に関する基本方針に基づき、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を整備する。

7. 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査委員会からその職務を補助すべき社員の配置要請があった場合には、当該社員を速やかに任命する。

8. 監査委員会の職務を補助すべき使用人の執行役からの独立性に関する事項

- ①監査委員会の職務を補助すべき社員の任免及び人事考課については監査委員会の事前の同意を必要とする。
- ②監査委員会の職務を補助すべき社員は、監査委員会の指揮命令があるときは、専らそれに従わなければならない。

9. 取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

- ①取締役（監査委員である取締役を除く。以下9.において同じ。）、執行役及び社員は、監査委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかに報告する。
- ②取締役、執行役及び社員は、当社又は当社の子会社の業務又は財務の状況に著しい影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、ただちに監査委員に報告する。なお、その報告者に対する不利益な措置は禁止し、その旨を当社の役員、社員及び子会社に周知する。
- ③取締役、執行役及び社員は、社内通報制度を利用した通報を受理したときは、ただちに監査委員会に報告する。

10. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①代表執行役は、監査委員会との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査の環境整備に必要な措置をとる。
- ②当社は、監査委員がその職務の執行のために弁護士、公認会計士その他社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託することなどに係る所要の費用又は債務の弁済を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、その費用又は債務を負担する。

II 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

コンプライアンスに関する運用状況の概要

取締役会は、法令等遵守の基本方針である行動規範を定め、当社の役員、社員及びグループ各社に周知しております。さらに取締役会は、法令等遵守の具体的な手引書としてコンプライアンス・マニュアルを定めるとともに、具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを毎年度定めており、その推進を担当するコンプライアンス担当部署（法務・コンプライアンス部）を設置しております。当年度のコンプライアンス・プログラムについても、前年度の実施結果や事業環境変化等を踏まえ、取締役会が策定し、その実施状況は取締役会、監査委員会及び経営会議へ四半期ごとに報告されました。また、グループ各社のコンプライアンス・プログラム実施状況等について所要の確認等を行うことを目的としたコンプライアンス連絡会議を開催しました。加えて、コンプライアンス意識の更なる醸成のため、当社社長から役員、社員に向けたコンプライアンスにかかるトップメッセージの発信や当社の役員、社員を対象としたコンプライアンス研修（eラーニングなど）を実施しました。

取締役会は、反社会的勢力排除に関するグループ基本方針を定めており、当社及びグループ各社における反社会的勢力への対応に係る態勢の整備状況を確認しました。

取締役会は、グループの利益相反管理方針を定めており、当年度のコンプライアンス・プログラムに基づいて、グループ各社における顧客の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理する態勢の整備状況を確認しました。

取締役会は、当社及びグループ各社の役員及び社員等が、会社の方針、事業活動その他の行為について法令等に違反していると考えた場合に通報することができる独立した外部通報窓口を設けており、その利用方法及び通報者に対する不利益な措置の禁止を当社の役員、社員及びグループ各社に周知しております。

内部監査体制の運用状況の概要

当社は、内部監査規則を定めており、他の業務執行部門から独立した内部監査担当部署（監査部）を設置しております。内部監査担当部署は、監査委員会や会計監査人と連携しながら当社の内部統制システムの整備・運用状況を監視及び検証するとともに、グループ各社における内部監査の実施状況についてもモニタリングを行い、監査委員会へ報告しました。

リスク管理に関する運用状況の概要

当社は、グループのリスク管理の基本方針としてリスク管理基本規則を定め、当社の役員、社員及びグループ各社に周知しております。また当社は、リスク管理担当部署（総合リスク管理部）を設置し、当社及びグループ各社の規模、特性、業務内容に応じて異なるリスクの適切な管理を図っております。リスク管理担当部署は、グループ各社における経営会議報告事項を中心にモニタリングした内容を取締役会等へ四半期ごとに報告したほか、グループ各社との間でリスク管理会議を開催し、当社及びグループ各社が管理すべきリスクに関して、適宜、グループのリスク管理態勢の強化に向けた意見交換を行いました。当年度においては主に、リスク計量に関する妥当性検証、制度変更等に関する情報収集や対応の方向性、システム障害、個人情報管理に関して、グループ各社と議論しました。また、グループ各社のリスク管理委員会等にも適宜陪席し、モニタリングを行いました。グループの事業継続リスクに関しては、グループ各社の事業継続リスクの管理態勢を継続的に強化していくため、事業継続リスク管理に関する方針を含むコンティンジェンシー・プランを定め、当社の役員、社員及びグループ各社に周知するとともに、各社における態勢強化に向けた取り組みについてモニタリングしました。また、オペレーショナル・レジリエンスの観点でも各社と議論を行っています。

経営層で構成されるISC（Information Security Committee）は、当社及びグループ各社の情報セキュリティ管理を統括するソニーフィナンシャルグループの情報セキュリティ担当役員から、定期的に情報セキュリティ管理状況の報告を受け、当社及びグループ各社の情報資産に対するセキュリティ管理の高度化に取り組んでおります。

取締役の効率的な職務執行を確保するための体制に関する運用状況の概要

当社は、指名委員会等設置会社であり経営の監督と執行を分離しております。取締役会は、職務の執行を効率的かつ適切に行う態勢を構築するため、決裁規則等の社内規則を定めるとともに、会社の重要な業務の執行に係る決定を執行役に委任しております。また、取締役会は、中期的な経営目標・経営方針・事業戦略・資本政策などを策定し、取締役会で進捗状況を定期的に確認しております。

財務報告の信頼性を確保するための体制に関する運用状況の概要

当社は、グループの財務報告に係る内部統制に関する基本方針に基づき、財務報告に係る内部統制の整備・運用を行うとともに、改善等が必要となった場合は速やかに対策を講じております。

グループの経営管理体制に関する運用状況の概要

取締役会は、内部統制システム構築の基本方針を定め、コンプライアンス、リスク管理、財務報告の信頼性の確保など、それぞれの態勢構築及び運用状況を監督しております。また、当社は、金融持株会社としてグループ各社の経営を管理し、グループ基本方針の遵守や、グループ各社の重要な意思決定について当社の事前承認・報告を求めることなどにより、グループの経営の適切性の確保を図っております。

また、当社は、グループ内取引等の管理に関する基本方針を定め、グループ各社がグループ経営に影響を与える可能性のあるグループ内取引を行う場合、代表執行役がその適切性・適法性を確認のうえ決裁を行っているほか、当社及びグループ各社がソニーグループ株式会社及びその子会社との取引を行う場合は、当該取引の必要性及び当該取引の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認しております。

監査委員の職務執行について

監査委員会は、執行役、社外取締役と定期的に情報・意見を交換しているほか、内部監査担当部署及び会計監査人と三様監査意見交換会を開催しております。常勤監査委員は、取締役会、経営会議などの会議体へ参加し、適宜情報収集を図っております。また、コンプライアンス、リスク管理及び内部監査等の内部統制管理の活動状況について四半期毎に監査を実施し、その結果を代表執行役に報告しております。さらに、グループ全体の監査態勢を強化するため、常勤監査委員は、主要3子会社（ソニー生命、ソニー損保およびソニー銀行）の監査役を兼ね各社の取締役会に出席しているほか、グループ各社の常勤監査役と連絡会を開催しております。

当社は、監査委員の職務を補助すべき社員を任命するとともに、当該社員の任免及び人事考課については監査委員の同意を得ることとすることで、当該社員の独立性を確保しております。また、当社は、取締役及び社員が当社又はグループ各社の業務又は財務の状況に著しい影響を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、及び内部監査結果や社内通報制度を利用した通報を受領したときは、その内容をただちに監査委員へ報告する態勢を整備しております。そのほか、監査委員の監査が実効的に行われることを確保するため、当社は、監査委員の職務の執行について生じる費用については、職務の執行に必要でない認められる場合を除いて当社が負担することとしております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金及び預貯金	366,636	保険契約準備金	16,314,317
コールローン及び買入手形	116,826	支払備金	122,496
買入金銭債権	88,915	責任準備金	16,188,706
金銭の信託	36,704	契約者配当準備金	3,115
有価証券	18,558,566	代理店借	4,276
貸出金	3,828,729	再保険借	32,927
有形固定資産	106,470	預金	4,600,113
土地	56,428	コールマネー及び売渡手形	175,094
建物	26,962	売現先勘定	395,306
リース資産	21,287	債券貸借取引受入担保金	654,797
建設仮勘定	73	借入金	520,251
その他の有形固定資産	1,718	外国為替	1,669
無形固定資産	82,111	社債	180,500
ソフトウェア	79,585	その他の負債	244,103
のれん	2,496	賞与引当金	6,859
リース資産	0	退職給付に係る負債	37,047
その他の無形固定資産	29	価格変動準備金	7,257
再保険借	74,892	持分法適用に伴う負債	3,383
外国為替	2,839	負債の部合計	23,177,906
その他の資産	367,581	(純 資 産 の 部)	
退職給付に係る資産	12,755	資本	20,029
繰延税金資産	166,013	資本剰余金	131,309
貸倒引当金	△1,852	利益剰余金	587,236
		自己株式	△9,900
		株主資本合計	728,674
		その他の有価証券評価差額金	△101,313
		繰延ヘッジ損益	271
		土地再評価差額金	△2,720
		退職給付に係る調整累計額	3,966
		その他の包括利益累計額合計	△99,795
		株式引受権	168
		新株予約権	212
		非支配株主持分	24
		純資産の部合計	629,284
資産の部合計	23,807,190	負債及び純資産の部合計	23,807,190

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	2,871,029
生命保険事業	2,531,621
保険料等収入	1,983,336
保険料	1,886,066
再保険収入	97,269
資産運用収益	500,528
利息及び配当金等収入	226,149
金銭の信託運用益	0
有価証券売却益	448
有価証券償還益	24
為替差益	132,550
その他運用収益	16
特別勘定資産運用益	141,339
その他経常収益	47,756
損害保険事業	191,320
保険引受収益	188,975
正味収入保険料	188,852
積立保険料等運用益	123
資産運用収益	2,206
利息及び配当金収入	2,330
積立保険料等運用益振替	△123
その他経常収益	138
銀行事業	129,839
資金運用収益	117,638
貸出金利息	49,865
有価証券利息配当金	60,235
コールローン利息及び買入手形利息	83
預け金利息	4,508
金利スワップ受入利息	2,339
その他の受入利息	605
役務取引等収益	10,179
その他業務収益	73
その他の業務収益	73
その他経常収益	1,948
その他	18,247
その他経常収益	18,247
経常費用	2,786,444
生命保険事業	2,478,374
保険金等支払金	1,434,696
保険金	151,144
年金	24,273
給付金	236,736
解約返戻金	715,094
その他返戻金	5,880
再保険料	301,567
責任準備金等繰入額	462,755
支払備金繰入額	1,893
責任準備金繰入額	460,861
契約者配当金積立利息繰入額	0
資産運用費用	278,487
支払利息	23,098
有価証券売却損	218,829
有価証券償還損	21
金融派生商品費用	31,271
賃貸用不動産等減価償却費	1,128
その他運用費用	4,138
事業費	217,251
その他経常費用	85,183

科 目	金 額
損害保険事業	177,791
保険引受費用	133,221
正味支払保険金	102,243
損害調査費	12,614
諸手数料及び集金費	990
支払備金繰入額	4,321
責任準備金繰入額	13,049
その他保険引受費用	1
資産運用費用	12
有価証券売却損	0
その他運用費用	11
営業費及び一般管理費	44,538
その他経常費用	18
銀行事業	111,341
資金調達費用	53,757
預金利息	42,553
コールマネー利息及び売渡手形利息	2,189
売現先利息	7,838
借入金利息	328
社債利息	5
その他の支払利息	841
役務取引等費用	20,492
その他業務費用	4,524
営業経費	32,001
その他経常費用	564
その他	18,938
その他経常費用	18,938
経常利益	84,584
特別利益	635
国庫補助金	186
固定資産等処分益	446
新株予約権戻入益	2
特別損失	4,447
固定資産等処分損	702
減損損失	27
価格変動準備金繰入額	2,858
その他特別損失	859
契約者配当準備金繰入額	2,027
税金等調整前当期純利益	78,744
法人税及び住民税等	27,791
法人税等調整額	△4,544
法人税等合計	23,246
当期純利益	55,497
非支配株主に帰属する当期純利益	△0
親会社株主に帰属する当期純利益	55,498

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益
当 期 首 残 高	20,029	191,259	531,737	-	743,026	△73,110	290
当 期 変 動 額							
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	55,498	-	55,498	-	-
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△69,850	△69,850	-	-
自 己 株 式 の 処 分	-	92	-	△92	-	-	-
自 己 株 式 の 消 却	-	△60,042	-	60,042	-	-	-
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	-	-	-	-	-	△28,202	△18
当 期 変 動 額 合 計	-	△59,949	55,498	△9,900	△14,351	△28,202	△18
当 期 末 残 高	20,029	131,309	587,236	△9,900	728,674	△101,313	271

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				株 式 引 受 権	新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計
	土 地 再 評 価 差 額	退 職 給 付 係 累 算	給 付 調 整 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計				
当 期 首 残 高	△2,720	2,252		△73,287	-	16	-	669,754
当 期 変 動 額								
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	-	-	55,498
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	-	-	△69,850
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-
自 己 株 式 の 消 却	-	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	-	1,713	△26,508	168	196	24	△26,118	
当 期 変 動 額 合 計	-	1,713	△26,508	168	196	24	△40,470	
当 期 末 残 高	△2,720	3,966	△99,795	168	212	24	629,284	

連結計算書類の連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 11社

会社名

ソニー生命保険株式会社
ソニーライフ・コミュニケーションズ株式会社
ソニー損害保険株式会社
ソニー銀行株式会社
ソニー・ライフケア株式会社
ライフケアデザイン株式会社
プラウドライフ株式会社
ソニーフィナンシャルベンチャーズ株式会社
SFV・GB投資事業有限責任組合
ソニーフィナンシャルベンチャーズ&グローバル・ブレインフロンティア株式会社
ソニーフィナンシャルベンチャーズ&グローバル・ブレインフロンティア投資事業有限責任組合（2025年12月1日付でSFV・GB2号投資事業有限責任組合より商号変更）

(2) 非連結子会社

主要な会社名

主要な非連結子会社はありません。

非連結子会社は、総資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(3) 連結の範囲の変更

ベンチャーキャピタル事業会社であるソニーフィナンシャルベンチャーズ&グローバル・ブレインフロンティア株式会社は、新規設立により、当連結会計年度から新たに連結の範囲に含めております。同社の業績については、連結損益計算書上、「その他」に含めて区分しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社 3社

会社名

ビー・エックス・ジェイ・イー・ワン・ホールディング株式会社
SP.LINKS株式会社（2025年10月1日付でソニーペイメントサービス株式会社より商号変更）
ETCソリューションズ株式会社

(2) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社

主要な会社名

主要な非連結子会社及び関連会社はありません。

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. のれんの償却に関する事項

のれんについては、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（現金及び預貯金、買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券及び「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号 平成12年11月16日。以下「業種別監査委員会報告第21号」）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものについては時価法（売却原価の算定は移動平均法）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。ただし、一部の連結子会社が保有する外貨建債券については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については、為替差損益として処理する方法を採用しております。

責任準備金対応債券のリスクの管理方針の概要は、次のとおりであります。

生命保険子会社の個人保険・個人年金保険に設定した小区分（保険種類・残存年数等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、業種別監査委員会報告第21号に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

また、生命保険子会社において、当連結会計年度より、より適切な資産・負債の総合管理（ALM）の実施を目的として、小区分の対象とする負債キャッシュ・フローの残存年数の見直しを実施しております。この変更による損益への影響はありません。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～50年 その他 2～20年

(4) 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法

定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（概ね5年）に基づく定額法により償却しております。

(5) リース資産の減価償却の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(6) 貸倒引当金の計上方法

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」）に対する債権、実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」）に対する債権及び時価が著しく下落した預託保証金等については、担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額等を控除した回収不能見込額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」）に対する債権については、担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。

(7) 賞与引当金の計上方法

従業員への賞与の支給に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 価格変動準備金の計上方法

株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主に給付算定式基準によっております。

② 過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

連結決算日の為替相場により円換算しております。

(11) ヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ、時価ヘッジ又は金利スワップの特例処理によっております。固定金利の貸出金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」）に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。変動金利の貸出金のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別委員会実務指針第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。短期固定金利の預金に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別委員会実務指針第24号に基づき一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券及び満期保有目的の債券に区分している債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別にヘッジ対象を識別し、債券先物及び金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。これらについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析により、ヘッジの有効性を評価しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っている取引については、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

(12) 消費税及び地方消費税の会計処理方法

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、損害保険子会社の損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、主として、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。

(13) 保険料等収入の会計処理

生命保険事業における保険料は、原則として、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する責任に相当する部分については、保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金のうち未経過保険料として積み立てております。

(14) 保険金等支払金及び支払備金の会計処理

生命保険事業における保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、又は、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

(15) 再保険収入及び再保険料の会計処理

生命保険事業における再保険収入は、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る保険金等として支払った金額のうち再保険に付した額を、当該保険金等の支払時に計上しております。なお、修正共同保険式再保険については、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る新契約費相当額の一部として受け取る額を再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険貸に計上し、再保険契約期間にわたって償却しております。

生命保険事業における再保険料は、再保険協約書に基づき合意された再保険料を、元受保険契約に係る保険料の収納時又は当該協約書の締結時に計上しております。

また、再保険に付した部分に相当する一部の責任準備金及び支払備金は、保険業法施行規則第71条第1項及び同規則第73条第3項に基づき不積立としております。

(16) 責任準備金の積立方法

保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

- ① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
- ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

(17) 既発生未報告支払備金の特別な積立方法

生命保険事業における既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設又は自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」）等に入院給付金等を支払う特別取扱を2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」）第1条第1項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。

（計算方法の概要）

IBNR告示第1条第1項本則に掲げる全ての連結会計年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本則と同様の方法により算出しております。

(18) グループ通算制度の適用

当社及び国内連結子会社は、ソニーグループ株式会社を通算親法人とするグループ通算制度を適用してまいりましたが、2025年10月1日にソニーグループ株式会社の100%子会社ではなくなったため、ソニーグループ株式会社を通算親法人とするグループ通算制度から離脱しております。また、当社及び国内連結子会社は、当連結会計年度に当社を通算親法人とするグループ通算制度の承認申請を行い、翌連結会計年度より、当社を通算親法人とするグループ通算制度を適用することとなったため、当連結会計年度よりグループ通算制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

1. レベル3の時価に分類される証券化商品の時価評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有価証券（証券化商品） 537,716百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

相場価格が入手できないため、時価の算定に重要な観察できないインプットを用いている証券化商品については、取引金融機関等の第三者から入手した価格を用いて時価を算定しております。当該証券化商品の評価にあたっては、観察可能なインプットを最大限加味した割引現在価値法により時価が算定されています。

② 主要な仮定

当該証券化商品の時価の算定にあたり、クレジット・スプレッドをはじめとする重要な観察できないインプットを用いております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

レベル3の時価に分類される証券化商品の時価は見積りの不確実性が高く、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響は、現時点で評価中であります。

(後発事象に関する会計基準等)

- ・「後発事象に関する会計基準」(企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

本会計基準等は、決算日後に発生する後発事象について、監査・保証基準委員会監査基準報告書560実務指針第1号で示されていた「修正後発事象についての基本的な考え方」及び「開示後発事象についての基本的な考え方」を踏襲した上で、その定義および範囲、修正後発事象と開示後発事象の区分ならびにそれぞれの会計処理および開示の取扱いを定めるものであります。

また、後発事象の評価期間の末日を財務諸表の公表の承認日とすることを原則とするとともに、財務諸表の公表の承認日に関する注記の導入等が要求されております。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(追加情報)

(従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、当社及び当社グループ会社の一定の要件を満たす管理職(以下「対象従業員」)を対象として、株式付与ESOP信託(以下「ESOP信託」)を活用した株式交付制度を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、米国のESOP制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、ESOP信託が取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を、予め定める株式交付規則に基づき、対象従業員に交付及び給付するものです。なお、当該信託が取得する当社株式の取得資金は各対象会社が全額拠出するため、対象従業員の負担はありません。

(2) 会計処理

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)に準じております。

(3) 当信託に残存する自社の株式

当社は、信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の連結会計年度末の帳簿価額及び株式数は、4,999百万円及び30,978,900株であります。

(連結貸借対照表の注記)

1. 担保に供している資産及び担保付債務の額は、次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	1,300,191百万円
貸出金	834,680百万円

担保資産に対応する債務

売現先勘定	395,306百万円
債券貸借取引受入担保金	654,797百万円
借入金	520,100百万円

上記のほか、内国為替決済、デリバティブ等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

有価証券	2,006,701百万円
金融商品等差入担保金	4,733百万円
先物取引差入証拠金	65,043百万円

2. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、次のとおりであります。

有価証券	2,619,563百万円
------	--------------

3. 非連結子会社及び関連会社の株式の総額は、次のとおりであります。

株式	1,403百万円
----	----------

4. 保険業法、銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	499百万円
危険債権額	988百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	1,243百万円
合計額	2,730百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

また、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（移管指針第1号2024年7月1日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、5,959百万円であります。

6. 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

減価償却累計額	52,294百万円
---------	-----------

7. 保険業法第118条に規定する生命保険子会社の特別勘定の資産の額は、次のとおりであります。なお、負債の額も同額であります。

資産の額	5,829,676百万円
------	--------------

8. 生命保険子会社に係る契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。

期首残高	3,121百万円
契約者配当金支払額	2,033百万円
利息による増加等	0百万円
契約者配当準備金繰入額	2,027百万円
期末残高	3,115百万円

9. 社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債があり、その額は100,000百万円であります。
10. 生命保険子会社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価損部分について税金相当額に評価性引当額を認識したことからその全額を、土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。
- ・再評価を行った年月日
2002年3月31日
 - ・同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める鑑定評価に基づいて算出
11. 生命保険子会社及び銀行子会社の当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、次のとおりであります。
- | | |
|-----------------|-----------|
| 融資未実行残高 | 23,322百万円 |
| うち原契約期間が1年以内のもの | 23,322百万円 |

(連結株主資本等変動計算書の注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	435,100	6,714,257	379,000	6,770,358
自己株式				
普通株式	—	440,911	379,000	61,911

- (注) 1. 2025年8月8日付で普通株式435,100,266株につき7,149,358,214株の割合で株式分割を行っております。
 2. 発行済株式(普通株式)の増加6,714,257千株は株式分割によるものであります。
 3. 自己株式(普通株式)の増加は、自己株式の取得440,907千株、単元未満株式の買取り3千株によるものであります。
 4. 発行済株式(普通株式)及び自己株式(普通株式)の減少は、自己株式の消却379,000千株によるものであります。
 5. 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する事項
 (1) 当期末の自己株式数に含まれる信託が保有する自社の株式数
 当期末 30,978千株
 (2) 当期に増加又は減少した自己株式数に含まれる信託が取得又は売却、交付した自社の株式
 該当事項はありません。
 (3) 配当金の総額に含まれる信託が保有する自社の株式に対する配当金額
 該当事項はありません。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	25,609	3.80	2026年 3月31日	2026年 6月4日

3. 当連結会計年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数

普通株式 3,520 千株

4. 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる 株式の数 (千株)	当連結会計 年度末残高 (百万円)
当社	第1回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	16	0
当社	第2回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	11,044	212
	合計		11,060	212

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 93円74銭
 2. 1株当たり当期純利益 7円96銭

(注) 1. 当社は2025年8月8日付で普通株式435,100,266株につき7,149,358,214株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
 2. 株式付与ESOP信託が保有する当社株式(当期末30,978千株、期中平均株式数2,631千株)は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、保険業法・銀行法等の規定に基づく生命保険事業、損害保険事業及び銀行事業等を行っております。金融資産（生命保険事業においては、保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定に限る）については、安定的な投資収益の確保のため、公社債・株式・貸出金等の様々な投資資産を保有しております。また、金融負債については、銀行事業において個人顧客からの預金による調達を占めております。このように、当社グループは主として金利・為替等の変動リスクを伴う金融資産及び金融負債を有していることから、金利・為替変動等による不利な影響が生じないように、資産負債の適切なバランスを保つことを目的に、各事業ごとに資産・負債の総合管理（以下「ALM」）を行っております。また、リスクをコントロールする手段として、生命保険事業及び銀行事業においてはデリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融商品は、主として有価証券、貸出金、預金及びデリバティブ取引であります。これらは金利・為替・株価等の変動により価値が変動して損失を被る市場リスク、信用供与先の財務状況等の悪化により資産の価値が減少又は消失し、損失を被る信用リスクに晒されております。また、市場の混乱等により市場において取引できなかつたり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る市場流動性リスクにも晒されております。

有価証券は主に国内外の公社債、その他にも国内外株式、組合出資金、ベンチャー企業投資に関連する株式等を保有しております。

貸出金は、生命保険事業における保険約款貸付、銀行事業における個人向けの住宅ローンが中心であります。ただし、保険約款貸付においては貸付額を解約返戻金の範囲内に制限しております。また、住宅ローンにおいては不動産担保等を設定しております。これらにより、貸出金に係るリスクの低減を図っております。

預金は、主として個人顧客からの預金による調達であり、外貨建のものを含んでおります。

生命保険事業におけるデリバティブ取引は、主として金融資産及び負債の市場リスクをヘッジする目的で為替予約取引、株価指数先物取引、株式のトータル・リターン・スワップ取引、債券先物取引、通貨スワップ取引等を行っており、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。なお、外貨建債券の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして債券先物取引にヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計においては、「金融商品に関する会計基準」等に定められた要件に基づき、ヘッジの有効性の評価を行っております。

銀行事業におけるデリバティブ取引は、金融資産及び負債の市場リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引等を行っております。この内、貸出金、預金及び債券の金利リスクに対しては、金利スワップ取引等をヘッジ手段としてヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計においては、「金融商品に関する会計基準」等に定められた要件に基づき、ヘッジの有効性の評価を行っております。加えて、より一層財務内容の健全性を向上させることを目的として、劣後性資金(社債)の調達を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は「リスク管理基本規則」を制定し、子会社の規模、特性、及び業務内容に応じたリスク管理を行っております。

当社グループのリスク管理に関する具体的な体制等は「リスク管理ガイドライン」に定めており、子会社においてそれぞれ自律的なリスク管理を行っております。当社はリスク管理統括部署によるモニタリング、リスク管理会議の開催などを通じ、子会社のリスク管理状況を把握し、取締役会へ定期的に報告を行っております。

① 信用リスクの管理

当社グループにおける主たる子会社での信用リスク管理は、以下のように行っております。

- (i) 生命保険子会社においては、リスク管理部門が、信用供与先の信用リスクに関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。
- (ii) 損害保険子会社においては、資産運用リスクに関する諸規程に従い、有価証券の発行体の信用情報や時価の把握を行い、リスク管理部門がその状況を定期的に取締役会及び経営会議に報告しております。
- (iii) 銀行子会社においては、信用リスクに関する管理諸規程を整備し、同諸規程に従い、それぞれの金融資産の特性に応じた信用リスク管理を行っております。個人向け貸出金については、個別案件ごとの与信審査、信用情報管理、担保の設定、問題債権への対応など個人与信管理に関する体制を整備して管理しております。

法人向け貸出金・社債等については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、信用格付け、保証や担保の設定、問題債権への対応など法人与信・市場与信管理に関する体制を整備して管理しております。

更に、有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引に関するカウンターパーティリスク等の市場与信リスク管理においては、時価の把握を定期的に行っております。

これらの信用リスク管理並びに与信管理は、リスク管理部門並びに審査部門が行い、その管理状況を、取締役会や経営会議に定期的に報告しております。更に、内部監査部門による監査を実施しております。

② 市場リスクの管理

当社グループにおける主たる子会社での市場リスク管理は、以下のように行っております。

- (i) 生命保険子会社においては、市場リスクであるそれぞれのリスクに対して、以下のように管理しております。
 - (a) 金利リスク
リスク管理部門が、金利リスクに関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、経営会議において対応等の協議を行い、ここで決定されたALMに関する方針に基づき、取締役会において実施状況の把握・確認を行っております。また、金融商品の金利や期間を総合的に把握し、「バリュー・アット・リスク（以下「VaR」）」を用いたリスク量の分析等によりモニタリングを行い、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。
 - (b) 為替リスク
リスク管理部門が、為替リスクに関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。
 - (c) 株式の市場価格変動リスク
リスク管理部門が、株式の市場価格変動リスクに関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。
 - (d) デリバティブ取引
リスク管理部門が、デリバティブ取引に関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。

- (ii) 損害保険子会社においては、市場リスクであるそれぞれのリスクに対して、以下のように管理しております。
- (a) 金利リスク
取締役会において決定されたリスク管理方針に基づき、リスク管理方法や手続等の詳細を明記した資産運用リスクに関する諸規程を定めております。これに基づき、リスク管理部門がモニタリングを実施し、その状況を定期的に取り締役会及び経営会議に報告しております。
- (b) 価格変動リスク
政策投資として取得した株式については、資産運用リスクに関する諸規程に従い、リスク管理部門が市場環境や財務状況等のモニタリングを実施し、その状況を定期的に取り締役会及び経営会議に報告しております。
- (iii) 銀行子会社においては、市場リスクであるそれぞれのリスクに対して、以下のように管理しております。いずれもリスク管理部門において行われ、また、定期的に経営陣による取締役会や経営会議において、リスク管理状況の報告を行っております。更に、内部監査部門による監査を実施しております。
- (a) 金利・為替リスク
市場リスクに関する管理諸規程を整備し、同諸規程に従い、金利・為替・株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクを管理しております。市場リスクに関する管理諸規程において、リスク管理方法や手続き等の詳細を明記しており、取締役会にて決定されたALM及びリスク管理に関する方針に基づき、原則として1カ月に1回開催されるALM委員会及びリスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応、リスクの状況等について協議を行っております。日次管理はリスク管理部門において、金融資産及び金融負債の金利や為替レート、期間等を総合的に把握し、VaRや金利感応度分析等により、モニタリング並びに規程の遵守状況等の管理を行っております。なお、金利、為替の変動リスクをヘッジするための金利スワップ、通貨スワップ、為替取引等のデリバティブ取引も行っております。
- (b) 市場価格変動リスク
有価証券を含む投資商品の保有については、市場リスク並びに市場与信リスクに関する管理諸規程に従い行われております。市場運用部門では外部から有価証券の購入を行っており、審査部門による事前審査、リスク管理部門による投資限度額設定・管理のほか、各部門の継続的なモニタリングを通じて、市場価格変動リスクの管理を行っております。
- (c) デリバティブ取引
デリバティブ取引に関しては、市場リスクに関する管理諸規程に基づき実施されております。また、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制態勢を整備しております。
- (d) 市場リスクに係る定量的情報
主要なリスク変数である金利リスク及び為替リスクの影響を受ける主な金融商品は、「貸出金」、「有価証券」、「銀行業における預金」、「デリバティブ取引」となります。
これらの金融資産及び金融負債におけるVaRの計測にあたっては、観測期間750営業日の金利及び為替の合理的な予想変動幅を用いた当面20営業日の損益に与える影響額をヒストリカル法により算出し、金利及び為替の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当連結会計年度末における当該数値は、99%の信頼区間において9,972百万円となっております。なお、当連結会計年度より、VaRの観測期間を250営業日から750営業日に変更しております。
当該影響額は、金利及び為替を除くリスク変数が一定の場合を前提としております。また、金利及び為替の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。以上の市場リスク管理は、リスク管理部門を中心に行い、また、その管理状況を、取締役会や経営会議に、定期的に報告しております。更に、内部監査部門による監査を実施しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループにおける主たる子会社での流動性リスク管理は、以下のように行っております。

- (i) 生命保険子会社においては、「流動性リスク管理規程」に則り、各部署からの報告に基づき、経理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新し、資金繰りの管理を行い、リスク管理部門は流動性リスクを管理しております。経理部門及びリスク管理部門は、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的若しくは必要に応じて報告しております。
- (ii) 損害保険子会社においては、流動性リスクに関する諸規程に従い、資金繰り管理部門が資金繰り計画の作成・更新を行い、リスク管理部門がモニタリングを実施し、その状況を定期的に取締役会及び経営会議に報告しております。
- (iii) 銀行子会社においては、流動性リスクに関する管理諸規程を整備し、同諸規程に従い、流動性リスクの管理を実施しております。まず、資金繰りリスクの管理については、資金繰りの状況をその資金繰りの逼迫度に応じてフェーズ分けし、各フェーズにおける管理手法、報告方法などを定めるとともに、必要に応じて、ガイドラインなどの設定と見直しを行っております。また、市場流動性リスクの管理については、各種取扱商品に対する市場流動性の状況を把握し、必要に応じて、商品ごとのガイドラインなどの設定と見直しを行っております。これらの流動性リスク管理は、リスク管理部門が行い、また、その管理状況を、取締役会や経営会議に、定期的に報告しております。更に、内部監査部門による監査を実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注3参照）。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

①レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

②レベル2の時価：レベル1以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

③レベル3の時価：重要な観察可能でないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	62,446	62,446
金銭の信託				
その他の金銭の信託	—	19,984	16,719	36,704
有価証券				
売買目的有価証券				
その他(*1)	—	5,749,799	—	5,749,799
その他有価証券				
国債・地方債	—	1,286,980	—	1,286,980
社債	—	286,350	—	286,350
株式	1,578	—	—	1,578
証券化商品	—	103,526	58,490	162,017
その他	6,996	1,118,405	109,679	1,235,081
デリバティブ取引(*2)(*3)				
金利関連	—	77,059	—	77,059
通貨関連	—	9,525	—	9,525
株式関連	3,805	4,734	—	8,539
債券関連	5,935	—	—	5,935
資産計	18,315	8,656,365	247,336	8,922,018
デリバティブ取引(*2)(*3)				
金利関連	—	43,114	—	43,114
通貨関連	—	7,113	—	7,113
債券関連	3	—	—	3
負債計	3	50,227	—	50,231

(*1) 主に外国証券及び国内投資信託が含まれております。

(*2) 連結貸借対照表の「その他資産」及び「その他負債」に含まれております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象と一体として当該ヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

(*3) デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は資産40,354百万円、負債3,874百万円となります。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預貯金、コールローン及び買入手形、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	時価				連結貸借対照 表計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
買入金銭債権	—	—	25,491	25,491	26,469	△977
有価証券						
満期保有目的の債券						
国債・地方債	—	3,954,143	—	3,954,143	5,298,879	△1,344,736
社債	—	255,720	49,717	305,438	634,424	△328,986
証券化商品	—	—	479,384	479,384	479,225	158
その他	—	826,935	—	826,935	1,457,689	△630,753
責任準備金対応債券						
国債・地方債	—	573,609	—	573,609	978,994	△405,385
社債	—	165,405	37,033	202,439	358,690	△156,250
その他	—	330,975	—	330,975	618,634	△287,658
貸出金(*)	—	—	3,814,423	3,814,423	3,827,811	△13,387
資産計	—	6,106,791	4,406,050	10,512,841	13,680,820	△3,167,978
預金	—	4,589,708	—	4,589,708	4,600,113	△10,404
借入金	—	514,596	—	514,596	520,251	△5,654
社債	—	108,450	68,485	176,935	180,500	△3,564
負債計	—	5,212,755	68,485	5,281,240	5,300,865	△19,624

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

買入金銭債権

取引金融機関等の第三者から入手した価格を用いて時価を算定しており、入手した価格に使用されたインプットについて観察できないインプットを用いているため、レベル3に分類しております。

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券（債券）については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっており、構成物のレベルに基づき、レベル2又はレベル3に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託の時価に関する注記)」に記載しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1に分類しております。主に株式がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2に分類しております。主に国債、地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には主に基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。証券化商品等、相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、国債利回り、クレジット・スプレッド等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3に分類しております。

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。

貸出金

① 銀行事業の貸出金

期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値を時価としております。また、一部のリスク管理債権については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。これらの取引につきましては、レベル3に分類しております。

② 生命保険事業の保険約款貸付

当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3に分類しております。

③ 一般貸付

回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としており、レベル3に分類しております。

預金

要求払預金は、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金は、将来キャッシュ・フローを評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値を時価としております。これらの取引につきましては、レベル2に分類しております。

借入金

元利金の将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル2に分類しております。

社債

市場価格のある社債は市場価格によっており、レベル2に分類しております。市場価格のない社債は将来キャッシュ・フローを評価日時点の市場利子率に自社のプレミアムを加味した利率で割り引いた現在価値を時価とし、レベル3に分類しております。

デリバティブ取引

取引所取引については、取引所における最終価格をもって時価としており、主にレベル1に分類しております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定した価格をもって時価としております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であり、観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合は、レベル2に分類しております。

なお、取引種別毎のデリバティブ取引に関する注記事項については、「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

(注2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲
有価証券			
その他有価証券	割引現在価値法	クレジット・スプレッド	0.5% — 3.5%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	買入金銭債権	金銭の信託	有価証券		合計
		その他の金銭 の信託	その他有価証券		
			証券化商品	その他	
期首残高	14,620	18,447	51,330	93,196	177,594
当期の損益又はその他の包括利益					
損益に計上 (* 1)	—	1,057	531	6,237	7,825
その他の包括利益に計上 (* 2)	△296	△442	△72	△438	△1,249
購入、売却、発行及び決済					
購入	53,500	1,609	43,714	47,430	146,254
売却	—	—	—	—	—
発行	—	—	—	—	—
決済	△5,377	△3,952	△23,558	△27,210	△60,098
レベル3の時価からの振替 (* 3)	—	—	△13,455	△9,534	△22,990
期末残高	62,446	16,719	58,490	109,679	247,336
当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価益	—	—	—	—	—

(* 1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(* 2) 連結貸借対照表の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(* 3) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、観察可能なデータが利用可能となったためであります。レベル間の振替は期首時点で認識することとしております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループはリスク管理部門にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適正性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

クレジット・スプレッド

クレジット・スプレッドは、基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。

一般的に、クレジット・スプレッドの著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(注3) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している計表中の「有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
市場価格のない株式等 (* 1)	3,550
組合出資金 (* 2) (* 3)	6,668
合計	10,219

(* 1) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(* 2) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(* 3) 当連結会計年度において、市場価格のない株式等について839百万円、組合出資金について177百万円の減損処理を行っております。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
買入金銭債権	—	623	5,913	82,574
有価証券				
満期保有目的の債券	15,300	47,857	623,191	8,041,146
公社債	15,300	42,700	572,380	5,320,893
国債・地方債	15,200	42,500	562,380	4,698,994
社債	100	200	10,000	621,898
証券化商品	—	—	50,811	428,421
その他	—	5,157	—	2,291,831
責任準備金対応債券	1,045	45,675	213,630	2,195,713
公社債	1,045	45,675	213,630	1,097,050
国債・地方債	—	43,000	166,630	790,200
社債	1,045	2,675	47,000	306,850
その他	—	—	—	1,098,663
その他有価証券のうち満期があるもの	209,758	1,134,783	394,317	1,136,127
公社債	130,974	637,410	274,380	713,235
国債・地方債	104,506	414,200	263,700	673,744
社債	26,468	223,210	10,680	39,491
証券化商品	—	1,107	8,308	152,443
その他	78,784	496,266	111,628	270,447
貸出金 (*)	1,475	40,399	73,282	3,463,910
合計	227,579	1,269,339	1,310,335	14,919,471

(*) 貸出金のうち、期間の定めのない保険約款貸付233,201百万円及び当座貸越15,541百万円は含めておりません。また有価証券のうち、償還予定額が見込めない354,997百万円は含めておりません。

(注5) 預金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金 (*)	4,390,343	18,217	14,237	8,997	18,097	150,220
借入金	355,151	165,100	—	—	—	—
社債	—	10,000	30,000	40,500	—	100,000
合計	4,745,495	193,317	44,237	49,497	18,097	250,220

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券に関する注記)

※連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権の一部を含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券 (単位：百万円)

当連結会計年度の損益に含まれた評価差額

△221,199

2. 満期保有目的の債券 (単位：百万円)

区分	連結貸借対照表 計上額	時価	差額	
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	公社債	414,326	416,979	2,653
	国債・地方債	414,026	416,675	2,649
	社債	300	304	4
	証券化商品	285,749	286,186	436
	小計	700,076	703,166	3,090
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	公社債	5,518,978	3,842,601	△1,676,376
	国債・地方債	4,884,853	3,537,468	△1,347,385
	社債	634,124	305,133	△328,991
	証券化商品	193,476	193,197	△278
	その他	1,457,689	826,935	△630,753
小計	7,170,143	4,862,735	△2,307,408	
合計	7,870,219	5,565,901	△2,304,317	

3. 責任準備金対応債券 (単位：百万円)

区分	連結貸借対照表 計上額	時価	差額	
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	公社債	1,337,685	776,049	△561,636
	国債・地方債	978,994	573,609	△405,385
	社債	358,690	202,439	△156,250
	その他	618,634	330,975	△287,658
	小計	1,956,319	1,107,024	△849,294
合計	1,956,319	1,107,024	△849,294	

4. その他有価証券

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
公社債	421,506	416,957	4,548
国債・地方債	421,506	416,957	4,548
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	1,578	285	1,292
証券化商品	93,804	93,527	277
その他	749,745	675,913	73,832
小計	1,266,634	1,186,684	79,950
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
公社債	1,151,824	1,324,493	△172,669
国債・地方債	865,474	1,026,378	△160,903
社債	286,350	298,115	△11,765
証券化商品	68,212	68,336	△124
その他	547,782	572,534	△24,751
小計	1,767,820	1,965,365	△197,545
合計	3,034,454	3,152,049	△117,594

5. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券
該当事項はありません。

6. 当連結会計年度中に売却した責任準備金対応債券

(単位：百万円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公社債	128,327	－	134,297
国債・地方債	128,327	－	134,297
合計	128,327	－	134,297

7. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公社債	119,665	467	42,097
国債・地方債	115,019	467	38,335
社債	4,645	－	3,761
株式	486	101	－
その他	92,113	84	43,326
合計	212,264	653	85,423

8. 保有目的を変更した有価証券

生命保険子会社において、当連結会計年度に、個人有配当保険・年金保険商品区分に属する満期保有目的の債券(変更時点の連結貸借対照表計上金額793,331百万円)をその他有価証券に変更しております。これはALM(資産・負債の総合管理)を目的とした債券の入れ替え等をより機動的に実施するために変更したものであり、区分変更後、当該債券の一部を売却しております。

この変更により、当連結会計年度末の有価証券が122,911百万円減少、繰延税金資産が35,558百万円増加、その他有価証券評価差額金が87,353百万円減少しております。

9. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、減損処理を行っております。

当連結会計年度において、その他有価証券について減損処理は行っておりません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合としております。ただし、生命保険子会社が保有する有価証券のうち、国債等については、時価の下落が発行体の信用リスクの増大に起因する場合を除き、時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合としております。

(金銭の信託の時価に関する注記)

1. 運用目的の金銭の信託
該当事項はありません。
2. 満期保有目的及び責任準備金対応の金銭の信託
該当事項はありません。
3. その他の金銭の信託 (運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外) (単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	36,704	37,157	△453	90	△544

- (注) 1. 本表には合同運用の金銭の信託40百万円を含んでおります。
2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。
- (1) 金利関連取引 (単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	746,859	677,926	△33,717	△33,717
	受取変動・支払固定	727,455	691,068	39,834	39,834
店頭	受取変動・支払変動	23,000	21,000	△185	△185
	金利スワップション				
	売建	479,250	479,250	△5,236	△3,205
	買建	133,900	133,900	1,021	223
	合計	—	—	1,716	2,949

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
	通貨スワップ 為替予約	305,533	305,533	△1,951	△1,951
	売建	377,295	—	834	834
	買建	102,075	—	365	365
	外国為替証拠金				
	売建	24,532	—	5,047	5,047
店頭	買建	25,130	—	△2,219	△2,219
	通貨オプション				
	売建	520	—	△4	0
	買建	523	—	4	1
	通貨先渡				
	売建	37	—	—	—
	買建	11,330	—	335	335
	合計	—	—	2,411	2,413

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
 取引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
金融商品 取引所	株価指数先物 売建	106,024	—	3,805	3,805
店頭	トータル・リターン・ スワップ 売建	130,039	—	4,734	4,734
	合計	—	—	8,539	8,539

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
 取引所取引においては、取引所における連結会計年度末の最終価格によっております。
 店頭取引においては、連結会計年度末の株価等により算定しております。

(4) 債券関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
金融商品 取引所	債券先物 売建	78,937	—	1,681	1,681
	合計	—	—	1,681	1,681

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
 取引所取引においては、取引所における連結会計年度末の最終価格によっております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
原則的処理方法	金利スワップ				
	受取固定・ 支払変動	貸出金	36,000	6,000	△259
	受取変動・ 支払固定	貸出金	37,102	10,544	421
ヘッジ対象に係る 損益を認識する方法	金利スワップ				
	受取変動・ 支払固定	その他有価証券（債券）	697,747	646,662	32,066
金利スワップの 特例処理	金利スワップ				
	受取変動・ 支払固定	満期保有目的の債券	5,157	5,157	—
合計			—	—	32,228

(注) 1. 業種別委員会実務指針第24号に基づく繰延ヘッジによるものとヘッジ対象に係る損益を認識する方法によるものがあります。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品に関する注記)」の当該ヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

(2) 債券関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
ヘッジ対象に係る 損益を認識する方法	債券先物				
	売建	その他有価証券（債券）	137,777	—	4,250
合計			—	—	4,250

(注) 1. ヘッジ対象に係る損益を認識する方法によっております。

2. 時価の算定

取引所における連結会計年度末の最終価格によっております。

(賃貸等不動産に関する注記)

一部の連結子会社は、東京都その他の地域において、主に賃貸用のオフィスビルを有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は5,869百万円であります。また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
71,564	1,128	72,692	176,242

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価の算定にあたっては、主として外部の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づいております。

(退職給付に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

生命保険子会社では、営業社員においては退職一時金制度、内務職員においては確定給付型企業年金制度及び確定拠出年金制度を設けております。当社及び損害保険子会社では、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けております。銀行子会社及び介護事業子会社では、主に退職一時金制度を設けております。なお、当社及び一部の連結子会社は退職給付債務の計算にあたり、簡便法を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（(9)に掲げられたものを除く）

退職給付債務の期首残高	52,279百万円
勤務費用	4,443百万円
利息費用	1,013百万円
数理計算上の差異の発生額	△1,424百万円
退職給付の支払額	△5,916百万円
その他	11百万円
退職給付債務の期末残高	50,407百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（(9)に掲げられたものを除く）

年金資産の期首残高	24,721百万円
期待運用収益	370百万円
数理計算上の差異の発生額	1,387百万円
事業主からの拠出額	1,531百万円
退職給付の支払額	△1,473百万円
年金資産の期末残高	26,538百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	13,700百万円
年金資産	△26,538百万円
	△12,838百万円
非積立型制度の退職給付債務	37,130百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	24,292百万円
退職給付に係る負債	37,047百万円
退職給付に係る資産	△12,755百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	24,292百万円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	4,443百万円
利息費用	1,013百万円
期待運用収益	△370百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△397百万円
その他	141百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	4,829百万円

(注) 簡便法を採用している会社の退職給付費用は、「その他」に計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	2,414百万円
合計	2,414百万円

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	5,586百万円
合計	5,586百万円

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	69 %
株式	28 %
その他	3 %
合計	100 %

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 2.4～3.0%

長期期待運用収益率 1.5%

(9) 簡便法を採用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	313百万円
退職給付費用	112百万円
退職給付の支払額	△28百万円
その他	25百万円
退職給付に係る負債の期末残高	423百万円

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、444百万円であります。

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

営業用不動産の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務及び投資用不動産の石綿障害予防規則に基づくアスベスト除去費用等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10～50年と見積もり、割引率は0.1～2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当連結会計年度における総額の増減

期首残高	2,168百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,028百万円
時の経過による調整額	12百万円
資産除去債務の履行による減少額	△42百万円
期末残高	3,167百万円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプション等に係る費用計上額及び科目名
事業費等 199百万円
2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額
新株予約権戻入益 2百万円
3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況
(1) スtock・オプションの内容

	当社第1回新株予約権
決議年月日	2024年1月10日
付与対象者の区分及び人数	当社特定役員（事業再編の実施に関する指針（平成二十六年一月十七日号外財務省、経済産業省告示第一号）四へ(1)の意味を有する。） 1名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注1）	普通株式 16,430株
付与日	2024年7月1日
権利確定条件	新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場した場合に限り新株予約権を行使することができるものとする。 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の条件については、当社と各新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	2024年7月1日～2034年6月30日（注2）

	当社第2回新株予約権
決議年月日	2025年1月24日
付与対象者の区分及び人数	当社社外取締役 4名 当社執行役 8名 当社従業員 22名 当社子会社業務執行取締役 8名 当社子会社従業員 202名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注1）	普通株式 11,397,491株
付与日	2025年3月14日
権利確定条件	新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場した場合に限り新株予約権を行使することができるものとする。 新株予約権者が割当日において当社の社外取締役である場合には、当社の社外取締役を任期満了により退任した日（ただし、当該退任日において再任が予定されている場合を除く）の翌日以降でなければ、新株予約権を行使することができないものとする。 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の条件については、当社と各新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	2025年3月14日～2035年3月13日（注2）

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、当社は2025年8月8日付で普通株式435,100,266株につき7,149,358,214株の割合で株式分割を行っており、上記は当該株式分割を反映した数値を記載しております。
2. ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とします。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	当社第1回新株予約権	当社第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	16,430	11,318,627
付与	—	—
失効	—	195,517
権利確定	16,430	11,123,110
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	16,430	11,123,110
権利行使	—	—
失効	—	78,864
未行使残	16,430	11,044,246

(注) 当社は2025年8月8日付で普通株式435,100,266株につき7,149,358,214株の割合で株式分割を行っており、上記は当該株式分割を反映した数値を記載しております。

② 単価情報

	当社第1回新株予約権	当社第2回新株予約権
権利行使価格	162円	178円
行使時平均株価	—	—
付与日における公正な評価単価	36円	48円

(注) 当社は2025年8月8日付で普通株式435,100,266株につき7,149,358,214株の割合で株式分割を行っており、上記は当該株式分割を反映した数値を記載しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(重要な後発事象)

(連結子会社間の合併)

当社の連結子会社であるソニー・ライフケア株式会社(以下「SLC」)は、2027年4月1日を効力発生日として、当社及びSLCの連結子会社であるライフケアデザイン株式会社を存続会社、同じく当社及びSLCの連結子会社であるプラウドライフ株式会社を消滅会社とする吸収合併を行うことを決議しました。

1. 取引の内容

(1) 結合当事者企業の名称及びその事業の内容

(存続会社)

名称 ライフケアデザイン株式会社
事業の内容 有料老人ホームの企画・開発・運営

(消滅会社)

名称 プラウドライフ株式会社
事業の内容 有料老人ホーム等の管理・運営・企画

(2) 企業結合日

2027年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

ライフケアデザイン株式会社を存続会社、プラウドライフ株式会社を消滅会社とする吸収合併方式

(4) その他取引の概要に関する事項

本合併は、経営機能の集約を図ることにより意思決定の迅速化を図るとともに、ブランドの統一を通じた営業力の強化、並びにガバナンス及び内部統制の一元化を目的としております。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。

なお、本合併は当社連結子会社間の合併であるため、当社の連結業績に与える影響は軽微であります。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	123,207	流 動 負 債	7,780
現金及び預金	111,230	未払金	149
未収入金	6,774	未払費用	6,930
未収収益	681	賞与引当金	493
預け金	4,463	役員賞与引当金	59
その他	57	その他	148
固 定 資 産	346,275	固 定 負 債	111,065
有 形 固 定 資 産	389	社 債	110,000
建物	216	退職給付引当金	265
工具器具備品	160	債務保証損失引当金	710
建設仮勘定	12	株式報酬引当金	7
無 形 固 定 資 産	1,369	資産除去債務	38
特許権	0	その他	43
ソフトウェア	1,169	負 債 の 部 合 計	118,846
ソフトウェア仮勘定	199	(純 資 産 の 部)	
その他	0	株 主 資 本	350,255
投 資 そ の 他 の 資 産	344,516	資 本 金	20,029
投資有価証券	205	資 本 剰 余 金	135,456
関係会社株式	243,538	資本準備金	5,406
関係会社長期貸付金	100,000	その他資本剰余金	130,050
関係会社長期未収入金	83	利 益 剰 余 金	204,670
繰延税金資産	460	その他利益剰余金	204,670
その他	228	繰越利益剰余金	204,670
		自 己 株 式	△9,900
		株式引受権	168
		新株予約権	212
		純 資 産 の 部 合 計	350,636
資 産 の 部 合 計	469,482	負 債 ・ 純 資 産 の 部 合 計	469,482

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	19,224
関係会社受入手数料	4,122
関係会社受取配当金	15,102
営 業 費 用	7,709
販売費及び一般管理費	7,709
営 業 利 益	11,514
営 業 外 収 益	1,736
受取利息	1,055
受取手数料	642
雑収	39
営 業 外 費 用	1,465
社債利息	719
社債発行費	642
自己株式取得費用	104
その他	0
経 常 利 益	11,785
特 別 利 益	1,352
新株予約権戻入益	2
債務保証損失引当金戻入額	1,350
特 別 損 失	153
投資有価証券評価損	145
その他	8
税 引 前 当 期 純 利 益	12,983
法人税、住民税及び事業税	2
法人税等調整額	277
法 人 税 等 合 計	279
当 期 純 利 益	12,704

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									株式引受権	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計				
		資本準備金	その他資本剰余金	資剰余金	本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金						
当 期 首 残 高	20,029	5,406	190,000	195,406	191,965	191,965	-	407,400	-	16	407,417	
当 期 変 動 額												
当 期 純 利 益	-	-	-	-	12,704	12,704	-	12,704	-	-	12,704	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△69,850	△69,850	-	-	△69,850	
自己株式の処分	-	-	92	92	-	-	△92	-	-	-	-	
自己株式の消却	-	-	△60,042	△60,042	-	-	60,042	-	-	-	-	
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	168	196	364	
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△59,949	△59,949	12,704	12,704	△9,900	△57,145	168	196	△56,780	
当 期 末 残 高	20,029	5,406	130,050	135,456	204,670	204,670	△9,900	350,255	168	212	350,636	

計算書類の個別注記表

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券(市場価格のない株式等)
移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
定額法を採用しております。
なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
工具器具備品	2～20年
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、従業員に対する支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - (2) 役員賞与引当金
役員の賞与の支給に備えるため、役員に対する支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末において発生したと認められる額を計上しております。なお、退職給付引当金は退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により計算しております。
 - (4) 債務保証損失引当金
関係会社の借入金及び当座借越に対する債務保証に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。
 - (5) 株式報酬引当金
当社及び当社グループ会社の従業員への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - (1) グループ通算制度の適用
当社は、ソニーグループ株式会社を通算親法人とするグループ通算制度を適用しておりましたが、2025年10月1日にソニーグループ株式会社の100%子会社ではなくなったため、ソニーグループ株式会社を通算親法人とするグループ通算制度から離脱しております。
また、当社は、当事業年度に当社を通算親法人とするグループ通算制度の承認申請を行い、翌事業年度より、当社を通算親法人とするグループ通算制度を適用することとなりました。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による計算書類に与える影響は、現時点で評価中であります。

(後発事象に関する会計基準等)

- ・「後発事象に関する会計基準」(企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

本会計基準等は、決算日後に発生する後発事象について、監査・保証基準委員会監査基準報告書560実務指針第1号で示されていた「修正後発事象についての基本的な考え方」及び「開示後発事象についての基本的な考え方」を踏襲した上で、その定義及び範囲、修正後発事象と開示後発事象の区分並びにそれぞれの会計処理及び開示の取扱いを定めるものであります。

また、後発事象の評価期間の末日を財務諸表の公表の承認日とすることを原則とするとともに、財務諸表の公表の承認日に関する注記の導入等が要求されております。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(追加情報)

(従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、当社及び当社グループ会社の一定の要件を満たす管理職(以下「対象従業員」)を対象として、株式付与ESOP信託(以下「ESOP信託」)を活用した株式交付制度を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、米国のESOP制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、ESOP信託が取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を、予め定める株式交付規則に基づき、対象従業員に交付及び給付するものです。なお、当該信託が取得する当社株式の取得資金は各対象会社が全額拠出するため、対象従業員の負担はありません。

(2) 会計処理

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引」に関する実務上の取扱い(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)に準じております。

(3) 当信託に残存する自社の株式

当社は、信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の事業年度末の帳簿価額及び株式数は、4,999百万円及び30,978,900株であります。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	359百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	115,865百万円
長期金銭債権	100,099百万円
短期金銭債務	5,564百万円
3. 保証債務	
借入金及び当座借越に対する債務保証	
プラウドライフ株式会社	2,861百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高	
(1) 営業取引による取引高	
営業収益	19,224百万円
営業費用	1,017百万円
(2) 営業取引以外の取引による取引高	3,082百万円
2. 債務保証損失引当金戻入額は、当社グループ会社であるプラウドライフ株式会社の財政状態等を勘案し、同社の銀行借入及び当座借越に対する債務保証につき、保証債務の履行に伴う損失の発生可能性が低下したため、戻入額を計上したものであります。	

(株主資本等変動計算書関係)

1. 当事業年度の末日における自己株式の数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	—	440,911,026	379,000,000	61,911,026

(注) 1. 自己株式(普通株式)の増加は、自己株式の取得440,907,300株、単元未満株式の買取り3,726株によるものであります。

2. 自己株式(普通株式)の減少は、自己株式の消却379,000,000株によるものであります。

3. 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する事項

(1) 当期末の自己株式数に含まれる信託が保有する自社の株式数

当期末 30,978,900株

(2) 当期に増加又は減少した自己株式数に含まれる信託が取得又は売却、交付した自社の株式
該当事項はありません。

(3) 配当金の総額に含まれる信託が保有する自社の株式に対する配当金額
該当事項はありません。

2. 当事業年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数

普通株式	3,520,150 株
------	-------------

(税効果会計に関する事項)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	999百万円
賞与引当金	155百万円
退職給付引当金	84百万円
減価償却費	5百万円
株式報酬費用	55百万円
減損損失	11百万円
投資有価証券評価損	45百万円
債務保証損失引当金	223百万円
その他	44百万円
繰延税金資産小計	1,625百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△999百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△155百万円
評価性引当額小計	△1,154百万円
繰延税金資産合計	470百万円
繰延税金負債	
その他	△9百万円
繰延税金負債合計	△9百万円
繰延税金資産の純額	460百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度に当社を通算親法人とするグループ通算制度の承認申請を行い、翌事業年度より、当社を通算親法人とするグループ通算制度を適用することとなりました。法人税及び地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を当事業年度の年度末から適用しております。

(関連当事者との取引に関する事項)

1. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ソニー 生命保険(株)	東京都 千代田区	70,000	生命保険業	(所有) 直接 100	経営管理契約の 締結、出向者の 受入・転出、 役員の兼任、 ブランドロイヤリティ、 金銭貸借関係等	経営管理料の 受入※1	3,034	未収入金	1,053
							出向者給与の 支払※2	523	未払費用	33
							出向者給与の 受入※3	53	未収入金	2
							ブランドロイヤリ ティ※4	-	未払費用	5,300
							社債発行費の 受取	642	-	-
							資金の貸付 ※5	100,000	関係会社長 期貸付金	100,000
	利息の受取等 ※5	681	未収収益	681						
	施設利用料等 の支払※6	30	その他の流 動資産	1						
	-	-	投資その他 の資産	15						
	ソニー 損害保険(株)	東京都 大田区	20,000	損害保険業	(所有) 直接 100	経営管理契約の 締結、出向者の 受入・転出、 役員の兼任、 ブランドロイヤリティ等	経営管理料の 受入※1	457	未収入金	158
出向者給与の 支払※2							93	未払費用	6	
出向者給与の 受入※3							7	未収入金	0	
ソニー 銀行(株)	東京都 千代田区	38,500	銀行業	(所有) 直接 100	経営管理契約の 締結、出向者の 受入・転出、 役員の兼任、 ブランドロイヤリティ等	ブランドロイヤリ ティ※4	369	未収入金	204	
						経営管理料の 受入※1	623	未収入金	216	
						出向者給与の 支払※2	200	未払費用	15	
						出向者給与の 受入※3	25	未収入金	0	
ブランドロイヤリ ティ※4	463	未収入金	247							
利息の受取等	373	-	-							
ソニー・ ライフケア (株)	神奈川県 川崎市	10	介護事業を 行う会社の 経営管理	(所有) 直接 100	経営管理契約の 締結、出向者の 転出、役員の兼任、 ブランドロイヤリティ等	経営管理料の 受入※1	2	未収入金	1	
						出向者給与の 受入※3	31	未収入金	1	
ライフデザイン(株)	神奈川県 川崎市	100	有料老人ホ ームの企 画・開発・ 運営	(所有) 間接 100	役員の兼任、 ブランドロイヤリティ等	ブランドロイヤリ ティ※4	7	未収入金	4	
プラウドライフ(株)	神奈川県 川崎市	33	有料老人ホ ーム等の管 理・運営・ 企画	(所有) 間接 100	債務保証、 役員の兼任、 ブランドロイヤリティ等	保証料の受取 ※7	34	未収入金	22	
						債務保証※7	3,571	-	-	
ブランドロイヤリ ティ※4	13	未収入金	7							

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ソニー フィナンシャル バンチャーズ(株)	東京都 千代田区	10	ベンチャー キャピタル 事業	(所有) 直接 100	経営管理契約の 締結、出向者の 受入・転出、 役員の兼任等	経営管理料の 受入※1	2	未収入金	1
							出向者給与の 支払※2	2	未払費用	0
							出向者給与の 受入※3	91	未収入金	6
							施設利用料等 の受取※8	35	未収入金	3
子会社	ソニー 少額短期保険(株)	東京都 千代田区	295	少額短期保 険業	(所有) 直接 100	出向者の転出	出向者給与の 受入※3	38	未収入金	3
							増資の引受 ※9	499	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ※1 経営管理契約に基づき決定しております。
- ※2 出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。
- ※3 出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を受け入れております。
- ※4 当社及び当社グループ各社が用いる「ソニー」及び「Sony」を使用した商号及び商標はソニーグループ株式会社に帰属しており、かかる商標等の使用に関し、当社はソニーグループ株式会社との間で、商号・商標使用許諾契約を締結し、当社は当社グループ会社との間で、商号・商標の使用に関する契約を締結しております。当該契約に基づき、当社グループ各社の対象売上高等に応じてブランドロイヤリティが算定されており、期末において未決済となっている金額については未収入金又は未払費用として計上しております。
- ※5 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期限一括返済方式等によるものであります。なお、担保は受け入れておりません。また、本貸付は全て劣後特約付貸付であります。
- ※6 施設利用料等の支払については、同社における一括負担分のうち、当社使用分の実費相当額となっております。
- ※7 金融機関からの借入金及び当座借越に対し、債務保証を行っております。保証料の受取は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- ※8 施設利用料等の受取については、当社における一括負担分のうち、当社使用分の実費相当額となっております。
- ※9 当社がソニー少額短期保険(株)の行った株主割り当てを1株につき60円で引き受けたものであります。

2. その他の関係会社

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
その他の 関係 会社	ソニー グループ(株)	東京都港区	881,356	子会社の 経営管理	(被所有) 直接 17.4	出向者の受入、 ブランドロイヤリティ等	出向者給与の 支払※1	353	未払費用	24
							出向者給与の 受入※2	13	未収入金	-
							ブランドロイヤリティ ※3	855	未収入金	4,837
							業務委託費用 等の支払※4	104	未払費用	51

(注) 1. ソニーグループ(株)は、当社株式の全てを保有する当社の親会社でしたが、当社のパーシャル・スピノフの実行により、2025年10月1日付で親会社に該当しないこととなり、その他の関係会社に該当することとなりました。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ※1 出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。
- ※2 出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を受け入れております。
- ※3 当社及び当社グループ各社が用いる「ソニー」及び「Sony」を使用した商号及び商標はソニーグループ株式会社に帰属しており、かかる商標等の使用に関し、当社はソニーグループ株式会社との間で、商号・商標使用許諾契約を締結しております。当該契約に基づき、当社グループ各社の対象売上高等に応じてブランドロイヤリティが算定されており、期末において未決済となっている金額については未収入金として計上しております。
- ※4 市場価格や一般の取引条件を参考として決定しております。

(1株当たり情報に関する事項)

1. 1株当たり純資産額 52円21銭
2. 1株当たり当期純利益 1円82銭

(注) 1. 当社は2025年8月8日付で普通株式435,100,266株につき7,149,358,214株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 株式付与ESOP信託が保有する当社株式(当期末30,978,900株、期中平均株式数2,631,084株)は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

独立監査人の監査報告書

2026年5月26日

ソニーフィナンシャルグループ株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林 尚明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原田 優子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石橋 武昭

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ソニーフィナンシャルグループ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソニーフィナンシャルグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月26日

ソニーフィナンシャルグループ株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林 尚明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原田 優子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石橋 武昭

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ソニーフィナンシャルグループ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第22期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門を活用しつつ、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、会社の内部統制部門と連携を図り、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び執行役等並びにPwC Japan有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及びその理由については、当社における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の遂行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されているソニーグループ株式会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- ⑤ソニー生命保険株式会社が公表した不適切事案については、現在調査中のものも含め、調査の状況及び再発防止策の策定状況等を注視していきます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年6月1日

ソニーフィナンシャルグループ株式会社 監査委員会
監査委員（議長） 早瀬 保行
監査委員 丹生谷 美穂
監査委員 梶山 園子

(注) 監査委員早瀬保行、丹生谷美穂及び梶山園子は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。